

No	見出し符号				項目名	内容	回答	
	頁	章	節	項				
1	1	1	1		本要求水準書の位置づけ	自由に提案を行うことができますが、認可設計の変更に伴う範囲の変更に係わる提案は可能でしょうか。	要求水準を満たす限りにおいて可能です。ただし、変更する場合は事業者の負担にて実施するものとします。	
2	1	1	2	2	用語の定義	②「事業者」とは、本業務の受託者をいう。とあるが、応募者すべてのものをいうのか、落札者として選定された事業者を示すのでしょうか。	事業者とは、落札者として選定された事業者を示します。	
3	1	1	2	2	用語の定義	②「本事業の受託者」とは、SPCのことでしょうか。それともコンソーシアム構成員である各々の設計企業、建設企業、維持管理企業のことでしょうか。	応募者として参加したコンソーシアム構成員及び協力企業を示します。	
4	1	1	2	9	用語の定義	⑨「実施設計」において、「基本設計の見直しを含む」とあるが、具体的にはどのようなことを考えていますか。	本事業は、応募参加業者による提案型の事業であるため、要求水準書及び各種法令を満たす限り変更は自由となっております。このため、具体的に想定はしていません。	
5	1	1	2	15	用語の定義	一般に言われる経年劣化を含むのでしょうか。	ご理解のとおりです。	
6	2	1	2	19	用語の定義	「下水道ストックマネジメント支援制度に基づく国の交付金を活用して実施する修繕」とありますが、交付金を活用できる範囲、事業者側負担割合について、具体的に教えてください。	国土交通省の通知（平成28年4月1日付、国水字第109号）によるストックマネジメントに位置付けられたものが交付金対象となります。ただし、今回の事業では対象外のため、事業者側の負担はありません。	
7	2	1	2	22	用語の定義	「記載された基準等に原則従うことをいう。」とありますが、詳細設計時、市との協議において慣例等により発生した増加費用については、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	原則的に市独自の慣例はないと考えております。また、何らかの慣例があった場合には、要求水準書等に要求事項として記載いたします。	
8	2	1	2	24	用語の定義	「事業者は市の同意なくして、次の工程に進むことはできない。」とありますが、「市の同意なくして次に進むことができない工程」とは具体的にどのような工程を指しているのか、ご教えてください。	DBO方式での発注のため、従来の設計及び施工業務と同様と考えて下さい。なお、具体的には、施工方法や機種検討等の比較選定、材料承諾、施工承諾等が該当すると考えております。	
9	2	1	2	24	用語の定義	「事業者は市の同意なくして、次の工程に進むことはできない。」とありますが、どの程度の範囲まで市の同意が必要でしょうか。また、市の同意が得られず事業者異なる判断が必要となった場合の増加費用について、事業者の責に帰さないものは市の負担との理解でよろしいでしょうか。	前述回答と同じです。また、要求水準書及び各種法令が満足されており、対外的に説明が通る内容において同意が得られない場合に、事業者の責ではないことが認められたものは市の負担とします。ただし、本事業の性質上、事業者と市の合意形成は重要と考えているため、事業者には同意が得られるような資料等を求めたいと考えております。	
10	2	1	2	25	用語の定義	「事業者は市の指示に従わなければならない。」とありますが、どの程度の範囲まで市の指示があるのでしょうか。また、市の指示の遅れや瑕疵があった場合の増加費用については、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	具体的な範囲については、一般的な公共事業（設計委託・施工）と同様に考えております。また、市の指示等に起因した瑕疵等であったとしても、事業者が指示等が不相当であることを知りながら、これを通知しなかった場合は、責任の全部又は一部を回避し得ないものと考えております。	
11	2	1	2	27	用語の定義	「（ア）契約の履行について受注者又は、…」とありますが、この「契約」はSPCと建設企業間の請負契約を指し、「受注者」はSPCから工事を請負う建設企業のことを指すとの理解でよろしいでしょうか。	本事業の契約形態については、実施方針(修正版)をご参考下さい。	
12	2	1	2	28	用語の定義	項目⑯において、「市の定める者」とは、具体的にはどのような者を考えられているか、ご教授ください。	市または市から委託を受けた者を示します。	
13	2	1	2	28	用語の定義	項目28『「工事監理」とは…（中略）…市の定める者が確認する』とありますが、「市の定める者」とは具体的にどのような想定をされているかご教示頂けますでしょうか。	市または市から委託を受けた者を示します。	
14	3	2	1	1	事業の背景	西部浄化センター維持管理業務の民間委託化も検討するとありますが、本事業に将来的に含まれる又は本事業を行う事業者と優先的に委託契約を行うとの理解でよろしいのでしょうか？ご教示願います。	実施方針（修正版）に追記しました。西部浄化センターを包括的民間委託をする際には、受託者選定時に優先交渉権者の地位を付与します。	
15	3	2	1	1	事業の背景	「西部浄化センター維持管理業務の民間委託化も検討しているところである。」とありますが、民間委託化を検討している範囲についてご教示ください。	具体的な範囲については、今後、検討を進めていくため回答できることはありません。	
16	3	2	1	2	1)	事業の基本概念	項目①「浸水リスクが現状」について、定量的にはどのように考えられているか、ご教授ください。	定量的には、計画下水量に対して送水能力を確保することと考えております。
17	3	2	1	2	1)	事業の基本概念	計画下水量と送水能力は同等規模を担保することを要求されていますか。	ご理解のとおりです。

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項 目			
18	3	2	1	2	1)	事業の基本概念 「①計画下水量に対する送水能力を確保することで、浸水リスクが現状を上回らないこと。」とありますが、上回らないようにすべき現状の浸水リスクについて具体的に教えてください。	過年度実施設計（下水道事業計画における条件を満足させる施設整備）及び現状の運転管理に対する浸水リスクと考えております。
19	3	2	1	2	1)	事業の基本概念 ①「計画汚水量…（中略）…浸水リスクが現状を上回らないこと。」とあります。浸水リスクの「現状」をご教示頂けますでしょうか。	過年度実施設計（下水道事業計画における条件を満足させる施設整備）及び現状の運転管理に対する浸水リスクと考えております。
20	3	2	1	2	1)	事業の基本概念 ①「計画汚水量」と「送水能力」は既設と同等とする事は必須事項でしょうか。	既設の意味が既設計であれば、計画汚水量と送水能力については、要求水準書に記載された水量を満足できれば問題ありません。
21	3	2	1	2	1)	事業の基本概念 項目②の”水質リスク”とは、具体的にどのような事を考えられているか、ご教授ください。具体としては、合流改善による水質リスク軽減の定量指標は、御市で策定されている合流改善計画で規定されている指標に基づくことを要求されているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、合流改善の定量指標は合流改善計画で策定しており、具体的には、未処理放流回数半減を意味しております。
22	3	2	1	2	1)	事業の基本概念 「水質リスク軽減」とは具体的に何を示していますか。	合流改善計画に基づく未処理放流回数の半減を意味しております。
23	3	2	1	2	1)	事業の基本概念 ②「合流改善による水質リスク軽減。」とあります。「水質リスク」は具体的にどのように想定されているかご教示頂けますでしょうか。	合流改善計画に基づく未処理放流回数の半減を意味しております。
24	3	2	1	2	2)	事業の基本概念 項目②の”長期的な”とは、どの程度の期間を想定されているのか、ご教授ください。	本事業で建設した構造物の更新時期を想定しております。
25	5	2	2	2	2)	撤去工事 既設ポンプ場の詳細図面の入手方法、時期を教えてください。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
26	5	2	3	1		事業内容 すべての施設の所有権を市に移転した後とありますが、DBO方式であり資金調達は事業者が行わないことから、施工中の施設の所有権も事業者側にならないと考えますが、よろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、DBO方式のため所有権は全て市にあります。文章を修正いたします。
27	5	2	3	1		事業内容 栄川および鶉の島ポンプ場の撤去物は、有価物および産業廃棄物ともに事業者にて処分すると考えてよろしいですか。	有価物に関しては、西部浄化センターの置き場までの搬送とします。なお、産業廃棄物は、事業者にて処分するものとします。
28	5	2	3	1		事業内容 栄川、鶉の島ポンプ場の現有施設撤去で発生する産業廃棄物および有価物のどちらも事業者にて処分すると考えて宜しいでしょうか。	有価物に関しては、西部浄化センターの置き場までの搬送とします。なお、産業廃棄物は、事業者にて処分するものとします。
29	6	2	3	2		事業範囲 本箇所では玉川ポンプ場の維持管理業務について、（１）保全管理業務、（２）運転管理業務、（３）その他の業務、と3分類されています。一方で、実施方針（平成28年8月26日）別紙-1では、「雨水排除に関する「ポンプ場の運転管理業務」については、仕様書発注方式とする。ただし、…（省略）…その他の「保全管理業務」「運転管理業務」「その他の業務」については、基本的に性能発注方式とする。」と記載されています。本要求水準書（案）における、仕様書発注方式と性能発注方式の区分を明示していただけますか。	仕様書発注方式については、雨水排除に関するポンプ場の運転管理業務に起因する全てが対象となります。なお、仕様書については、ポンプ台数や動力等を事業者の提案としているため、事業者選定後に協議を行い、市の承諾により決定することを想定しています。
30	6	2	3	2	2)	事業範囲 改築に関する計画業務とは、注釈に下水道ストックマネジメント支援制度に基づいて別途業務とするとあり、ここでいう改築に関する計画業務とは、年間毎のスケジュール程度の理解で宜しいでしょうか。	維持管理期間の改築・修繕費については、ご理解のとおりです。この改築・修繕費については、事業者にご保証頂くものとします。
31	6	2	3	2	2)	事業範囲 「改築に関する計画業務」の内容は、玉川ポンプ場及び合流幹線管渠の維持管理期間における改築スケジュール策定や改築費の見積書作成等と考えてよろしいでしょうか。	維持管理期間の改築・修繕費については、ご理解のとおりです。この改築・修繕費については、事業者にご保証頂くものとします。
32	6	2	3	2	2)	事業範囲 改築に関する計画業務は、玉川ポンプ場に係る改築計画を提示し、ストックマネジメント計画の策定は別途業務でまとめると考えて良いでしょうか。	ストックマネジメント計画の策定は、別途業務で考えております。
33	6	2	3	2	2)	事業範囲 「エネルギー管理業務」とは具体的に何を行うことでしょうか。	市では処理場・ポンプ場におけるエネルギー管理基準を定めています。よって、これを参考に事業者と協議し、玉川ポンプ場の管理基準を定め運用して頂くことを想定しています。
34	6	2	3	2	2)	事業範囲 玉川ポンプ場の維持管理業務として、（2）運転管理業務に廃棄物処理管理業務とありますが、廃棄物処理管理業務に資格は必要でしょうか。	廃棄物の種類等により異なります。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、事業者にて確認願います。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
35	6	2	3	2	2)	事業範囲	(3)のその他業務とは、具体的にどのような業務を示すのか、ご教授ください。	要求水準書(案)4.10.7に記載している業務です。
36	6	2	3	2	2)	事業範囲	(3)その他の業務とは、どのような業務を想定されていますか。	要求水準書(案)4.10.7に記載している業務です。
37	6	2	3	2	2)	事業範囲	(3)その他業務とあります。具体的にどのような想定をされているかご教示頂けますでしょうか。	要求水準書(案)4.10.7に記載している業務です。
38	6	2	3	2	2)	事業範囲	脚注1の”すべての施設”とは、今回新設を行う施設のみと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
39	6	2	3	2	3)	事業範囲	栄川ポンプ場及び鶉の島ポンプ場の撤去について、会計上の残存価値はないものと考えて良いでしょうか。	一部機器において耐用年数未経過分があります。
40	6	2	4			事業期間	「設計・建設期間（7～8年間を想定しているが、…）」とありますが、設計期間ならびに建設期間において、対象施設によっては厳守すべき期限が設定されているところがあるのでしょうか。	厳守すべき期間としては、玉川ポンプ場（既設ポンプ場撤去工事・一部植栽工事を除く）の全体供用が平成37年4月1日までとします。
41	6	2	4			事業期間	業務準備期間中に実施する「市が必要と認める期間」と「必要な技術指導」の内容は、事業者で任意に提案することができると理解してよろしいですか。	業務の引き継ぎに要する期間は、概ね3か月を想定しています。また、必要な技術指導については、事業者と市で協議の上、決定するものとします。
42	6	2	4	脚注3		事業期間	「排水区域ごとに供用開始日が異なる場合には」とありますが、P33 3.4.4 その他には「原則として、施設の部分引渡しは行わない。」とあります。排水区域ごとに供用開始日が異なるケースは、施設の部分引渡しには当たらないのでしょうか。	部分引渡しには当たらないと考えております。
43	6	2	4	脚注3		事業期間	「排水区域ごとに供用開始日が異なる場合には、最も遅く供用開始を行った区域の供用開始日から20年間の維持管理期間をとる。」とありますが、市の責もしくは市・事業者の責によらない理由で工期が遅れた場合も適用されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	6	2	4	脚注3		事業期間	脚注3の”供用時期が異なる場合”とありますが、栄川又は鶉の島ポンプ場のどちらを先に供用開始するかは、事業者で決定すると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
45	6	2	4	1		本事業期間の延長	「事業契約に定める事由によって」とありますが、事業契約に定める事由とはどのような事由でしょうか。具体的にご教示ください。	維持管理業務において、適切な維持管理・運用が行われ、モニタリング調査等で改善等の指示がなかった場合と考えております。
46	8	3	1	2	1)	用地の基本条件	振動規制について、表3.1.1「騒音規制法及び振動規制法に基づく規制の指定地域について」の第2種区域については、IまたはIIのどちらになるでしょうか。	玉川ポンプ場敷地は工業地域であり、振動規制法の第2種区域IIに該当します。
47	9	3	1	3		公害規制関連事項	土壌汚染に関する記述がありませんが、事前の汚染土調査及び汚染土が発生した場合の処理に関しては、設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	9	3	1	3	1)	公害規制関連事項	表3.1.1「騒音規制法及び振動規制法に基づく規制の指定地域について」の第2種区域については、IまたはIIのどちらになるのでしょうか。	玉川ポンプ場敷地は工業地域であり、振動規制法の第2種区域IIに該当します。他の施設については、計画の際に事業者側で確認願います。
49	10	3	1	3	1)	公害規制関連事項	「適用除外に該当する作業を行う場合は、・・・事前に、環境政策課と協議すること。」とありますが、事業開始後の当該協議の結果発生した、事業者の責に帰さない増加費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	事業開始後の当該協議という記載についてですが、適用除外欄に記載したものを適用する場合の協議のため、事業者の責に帰さないものという条件が考えられません。
50	11	3	2			関係法令及び基準・仕様等	法令は遵守し、その他全ての基準はあくまでも参考の解釈でよろしいでしょうか。または優先順位はありますでしょうか。	要求水準書に記載した法令は、最低限と考え、全ての法規制を遵守願います。なお、要求水準書に記載した基準も同様とします。なお、基準の優先順位については、より厳しい基準が適用されているものが優位と考えて下さい。
51	11	3	2			関係法令及び基準・仕様等	関係法令及び基準・仕様等の優先順位については、「3.2.1関係法令」「3.2.2基準、仕様等」の順に、その解釈が優先するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	見出し符号				項目名	内容	回答	
	頁	章	節	項				
52	11	3	2	1	関係法令	機器の製作・製造に関する事項など社内基準を適用し、性能保証をすることでよろしいでしょうか。	製作・製造に関する事項について、要求水準書(案)3.2.2に示す基準に明示されていないものは、協議の上、決定します。	
53	11	3	2	2	基準、仕様等	宇部市及び山口県が定める条例、規則と、基準、仕様等との間に齟齬があった場合、どちらに基づいて事業費を算定すればよいでしょうか。	条例、規則と基準・仕様等の齟齬があると考えにくいため、何らかの齟齬があった場合には、随時協議の上、決定します。	
54	12	3	2	2	基準、仕様等	「全て最新版とする」との記載がありますが、いつの時点での最新版か教えてください。	対象工事の着手前または許認可申請前時点とします。	
55	12	3	2	2	基準、仕様等	記載のない基準、仕様等も、適宜適用する理解で宜しいでしょうか。例；下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（2015年版）（国土交通省等）など。	記載なきものは、協議の上、適用の可否を決定します。	
56	13	3	2	2	基準、仕様等	機器の製作・製造に関する事項など社内基準を適用し、性能保証をすることでよろしいでしょうか。	製作・製造に関する事項について、要求水準書(案)3.2.2に示す基準に明示されていないものは、協議の上、決定します。	
57	13	3	2	2	1)	基準、仕様等	宇部市上下水道局下水道工事共通仕様書はどのようにして入手可能でしょうか。開示をお願いします。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
58	19	3	2	3	各許可申請・届出等	河川管理者への工作物占用許可申請行為は、本業務の対象外と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)4.2.1.14に記載しているとおりです。	
59	19	3	2	3	各許可申請・届出等	表3.2.1に河川関係の申請等が出ていませんが、必要ないとの判断でよろしいですか。	要求水準書(案)4.2.1.14に記載しているとおりです。	
60	20	3	3	1	2)	設計業務	3.3.1.2)で規定している設計業務の範囲は、「実施設計」に係るものとの考えで良いでしょうか。	基本設計からと考えます。
61	20	3	3	1	2)	設計業務	「その内容についてその都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。」とありますが、市の確認や市からの修正指示は、打合せから何日以内に市から受領できますか。	協議内容により回答日数が変わるため、一概に回答できません。
62	20	3	3	1	2)	設計業務	各種申請業務の手数料は、事業者の業務範囲に、含まれますでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	20	3	3	1	3)	設計業務	「改訂内容への対応等については協議を行うものとする。」とありますが、事業開始後の当該協議の結果発生した、事業者の責に帰さない増加費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	事業開始後の当該協議の結果発生しうるものについて、どのようなものを想定されているのかが不明ですが、法令変更等によるリスクにおいて、本事業と直接影響を与えるものであれば、市の負担となります。実施方針のリスク分担に関する基本的な考え方に記載のとおりです。
64	20	3	3	1	3)	設計業務	3.2 関係法令及び基準・仕様等を適用するとありますが、準拠、遵守どちらなのでしょう。	関係法令は、遵守願います。基準・仕様等は、原則遵守ですが、同等以上であれば協議の上、決定します。
65	20	3	3	1	4)	設計業務	技術者や担当者の「配置」とは、設計業務受託企業の店社に配置されれば充足され、現地での専従は不要との理解でよろしいでしょうか。	特に専従は求めません。ただし、主要な会議には必ず出席を求めます。
66	20	3	3	1	4)	設計業務	「担当技術者として、土木、建築、建築設備、機械、電気各担当者をそれぞれ配置すること。」とありますが、設計業務として「管理技術者」と「照査技術者」以外の配置者も市への届出が必要となるのでしょうか。また、施工技術者との兼務は可能でしょうか。	設計業務についても、管理技術者と土木、建築、建築機械、建築電気、機械、電気各担当及び各照査技術者の届出をお願いします。また、施工技術者との兼務は、不可とします。
67	20	3	3	1	4)	設計業務	担当技術者には求められる実績や資格はないとのことではよろしいでしょうか。担当技術者は通常求められる技術を持っている場合には土木、建築等を兼務できるということではよろしいでしょうか。	担当技術者についても、実績及び資格を必要とします。詳細は、募集要項等の公表時に示します。また、専門分野（職種）の兼務は、不可とします。
68	21	3	3	1	4)	設計業務	(1) 照査技術者「兼任はできない。」とありますが、管理技術者との兼任ができないとの理解でよろしいでしょうか。	照査技術者は、管理技術者及び担当者と兼務できません。
69	21	3	3	1	6)	設計業務	「市の確認を受けた後」とありますが、P1用語の定義①「実施設計図書」にある「市の承諾」と同義との理解でよろしいでしょうか。	設計図書のため、承諾行為となりません。あくまでも確認行為とします。
70	21	3	3	1	6)	設計業務	全ての設計が完了する前に、設計図書の中間提出により、部分承諾をいただくことは可能でしょうか。	部分確認は、原則的に認めません。ただし、工種間や工事内容が完全に分離できるものについては、個別で協議を行い、部分確認を行うことは可能かと考えます。

見出し符号					項目名	内容	回答	
No	頁	章	節	項 目				
71	22	3	3	1	6)	設計業務	⑥工事費内訳書は、数量計算書の提出も含まれますか。	ご理解のとおりです。
72	22	3	3	1	6)	設計業務	⑨保全に関する説明書は、具体的にどのような内容を想定されていますでしょうか。	保全管理業務（各設備・資産等の保守点検・整備、消耗品・備品類の調達管理、補修業務）、各種マニュアル整備等に関する内容を想定しています。
73	22	3	3	1	6)	設計業務	提出する設計図書に記載いただいておりますが、「⑨保全に関する説明書」とはどのような内容のものを想定されているかお教えいただけませんか。	保全管理業務（各設備・資産等の保守点検・整備、消耗品・備品類の調達管理、補修業務）、各種マニュアル整備等に関する内容を想定しています。
74	22	3	3	1	6)	設計業務	「⑨保全に関する説明書」について、「24頁 4）工事関係書類の提出【完成時】⑨保全に関する説明書」にも同等の提出図書があります。本提出図書がより具体的となる「4）工事関係書類」での提出とさせていただきますか、ご考慮願います。	前述は、保全管理業務（各設備・資産等の保守点検・整備、消耗品・備品類の調達管理、補修業務）、各種マニュアル整備等に関する内容を想定しており、後述については、維持管理業務の開始前までに各種マニュアル、取扱い説明書等に関する内容を想定していますので、各段階で提出願います。
75	22	3	3	1	7)	設計業務	(1)納まり調整とはどのようなことなのでしょう。	納まり調整とは、各工種間の整合を確認する作業を示します。
76	22	3	3	1	7)	設計業務	(1)「納まり調整」とは具体的にどのような内容を指すのでしょうか。また、納まり調整の結果発生した、事業者の責に帰さない増加費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	納まり調整とは、各工種間の整合を確認する作業を示します。よって、納まり調整の結果発生した、事業者の責に帰さない事項は想定されませんので、全て事業者の負担と考えます。
77	22	3	3	1	7)	設計業務	(2)「著しい食い違いが発生する場合は市と協議すること。」とありますが、どの程度の食い違いを著しいと判断されるのか具体的に教えてください。また、軽微な食い違いについては、市と協議する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	原則的に軽微な食い違いも含めて市と協議願います。また、著しい食い違いについては、発生しないものと考えておりますが、要求水準書と許認可申請に必要な仕様が逸脱した内容があった場合に適用されます。
78	22	3	3	1	7)	設計業務	(2)「著しい食い違いが発生する場合は市と協議すること。」とありますが、事業開始後の当該協議の結果発生した、事業者の責に帰さない増加費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	事業者の責に帰さないものは、市の負担となります。ただし、事業者が当初より食い違いがあることを知りながらこれを通知しなかったときは、その限りではありません。
79	22	3	3	1	7)	設計業務	(2)許認可申請に必要な仕様等と要求水準書の内容に著しい食い違いが発生する場合には市と協議することとあります。本事業は要求水準書も提案にて変更できるとなっておりますが、提案時点で変更した内容に伴い、前述のように食い違いが発生し、要求水準の変更が必要な場合に追加で費用発生した場合の負担については事業者の負担でしょうか。	事業者の責に帰さないものは、市の負担となります。ただし、事業者が当初より食い違いがあることを知りながらこれを通知しなかったときは、その限りではありません。
80	22	3	3	1	7)	設計業務	(3)会計検査対応は竣工後1回のみとの理解でよろしいでしょうか。	会計検査対応は、検査対象（施工後のみではなく、施工中も含む）期間内となります。このため、1回とは限りません。
81	22	3	3	1	7)	設計業務	(3)会検検査対応の支援で、設計内訳書の単価は、事業者の単価または県単価・物価資料等のどちらでしよか。	単価については、事業者の単価ではなく公表単価（県単価、建設物価、積算資料等）を採用願います。
82	22	3	3	1	7)	設計業務	(3)会計検査に必要な資料にはどのようなものがあるのでしょうか。本事業はDBO事業であることから、工法等の比較検討資料は要求されないものと考えてよろしいでしょうか。	国の交付金制度を活用するため、工法等の比較検討及び経済性検討は必要不可欠な資料となりますので、作成・提出願います。
83	22	3	3	1	7)	設計業務	(4)その他で、社会資本整備総合交付金事業交付申請図書作成、各種申請図書作成（市が提出するものを含む）は、具体的にはどのようなことを考えていますか。	交付申請に伴う設計図書（事業費内訳、設計図面、比較資料等）などを考えています。
84	22	3	3	1	7)	設計業務	本事業の要求水準書に規定された水準以上の提案をした場合、事業計画の変更が必要になる場合が想定されます。この場合、変更に係る申請図書作成や関連計画の修正は別途契約と考えてよろしいでしょうか。	事業計画の変更に係る申請図書作成や関連計画の修正については、本事業に含まれます。
85	23	3	3	2	1)	建設等業務	各種什器・備品等の整備費用は、事業者の負担と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
86	23	3	3	2	1)	建設等業務	維持管理に必要となる各種什器・備品等については事業者の判断によるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	23	3	3	2	2)	建設等業務	準備調査（周辺家屋影響調査等）の範囲等について、市が想定する範囲、数量について、具体的にご教示ください。	施工方法等により影響範囲が異なるため、事業者により検討し判断願います。
88	23	3	3	2	2)	建設等業務	「近隣住民との対応・調整については、市と協議のうえ行うものとする。」とありますが、事業開始後の当該協議の結果発生した、事業者の責に帰さない増加費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	近隣住民との対応・調整内容により、個別に協議の上、決定します。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
89	23	3	3	2	2)	建設等業務	「工事の遂行に当たり必要となる工事説明会、準備調査（周辺家屋影響調査等）などの近隣住民との対応・調整については、市と協議のうえ行うものとする。」とありますが、事業開始後の当該協議の結果発生した、事業者の責に帰さない増加費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	近隣住民との対応・調整内容により、個別に協議の上、決定します。
90	23	3	3	2	2)	建設等業務	「事業者は、市に対し、工事監理者を通じて工事の進捗状況を定期的に報告する」とありますが、「定期的」とはどの程度の頻度でしょうか。	具体的には事業者選定後の調整事項となりますが、最低限1か月に1度の報告は必要と考えております。なお、工程の遅れ等を見直すためには、2週間に1度とするなどを考えております。
91	23	3	3	2	2)	建設等業務	工事監理者は市のご担当者もしくは事業者以外の企業に委託されるのでしょうか？	ご理解のとおりです。
92	23	3	3	2	2)	建設等業務	「市が発注した、その他の工事」とはどのようなものを想定されているのでしょうか。	市の発注する工事とは、道路、上下水等の多種のものと考えております。
93	23	3	3	2	2)	建設等業務	工事監理者を通じて工事の進捗を定期的に報告することになっています。工事監理者は宇部市の職員でしょうか。	市の担当者もしくは事業者以外の企業とします。
94	23	3	3	2	3)	建設等業務	「事業者は、各工種（土木、建築、機械、電気）において現場代理人を設置するものとする。」とありますが、現場代理人と監理（主任）技術者との兼務は可能でしょうか。	兼務は可能です。
95	23	3	3	2	3)	建設等業務	「監理技術者を専任させるものとする。」とありますが、監理技術者は各工種に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	23	3	3	2	3)	建設等業務	各工種において現場代理人を設置するとありますが、SPCより建設企業等が一括で請け負う場合には現場代理人は1名でもよいとのことでしょうか。それともSPCからの業務委託は各工種ごとに分割発注しなければならないのでしょうか？	文章を修正します。本建設業務は甲型JVとし、現場代理人は1名で結構です。
97	23	3	3	2	3)	建設等業務	「各工種（土木、建築、機械、電気）において現場代理人を設置する」とありますが、各工種の建設企業が共同企業体を組成する場合は、共同企業体として1名選任すれば足りるとの理解でよろしいでしょうか。	文章を修正します。本建設業務は甲型JVとし、現場代理人は1名で結構です。
98	23	3	3	2	3)	建設等業務	現場代理人の配置期間は、担当工種の施工期間との理解でよいでしょうか。	文章を修正します。本建設業務は甲型JVとし、現場代理人は1名で結構ですが、工事期間全般を通じて配置して頂きます。
99	23	3	3	2	3)	建設等業務	「事業者は、各工種において現場代理人を設置するものとする」とありますが、現場代理人を配置する期間は、その工種の工事が実際に現場に行われている期間のみで可と考えて宜しいでしょうか。	文章を修正します。本建設業務は甲型JVとし、現場代理人は1名で結構ですが、工事期間全般を通じて配置して頂きます。
100	23	3	3	2	3)	建設等業務	各工種（土木、建築、機械、電気）において現場代理人を設置することになっています。監理技術者についても各工種において配置が必要でしょうか。	文章を修正します。本建設業務は甲型JVとし、現場代理人は1名で結構です。なお、監理技術者または主任技術者の配置については、甲型JVとして建設業法で必要とされる施工体制とします。
101	23	3	3	2	3)	建設等業務	「事業者は、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同第2項に規定する監理技術者を専任させるものとする。」とありますが、主任技術者又は監理技術者を配置する期間は、その工種の工事が実際に現場で行われている期間のみと考えて宜しいでしょうか。	監理技術者または主任技術者の配置については、甲型JVとして建設業法で必要とされる施工体制とします。配置期間は、原則として工事期間全般を通じて専任とします。
102	23	3	3	2	3)	建設等業務	「事業者は、各工種において現場代理人を設置するものとする」とありますが、現場代理人については、期間中変更しても宜しいでしょうか。	主任技術者又は監理技術者と兼任していない場合は、変更を認めます。
103	23	3	3	2	3)	建設等業務	「事業者は、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同第3項に規定する監理技術者を専任させるものとする。」とありますが、主任技術者又は監理技術者については、期間中変更しても宜しいでしょうか。	監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日）の趣旨に基づき、監理技術者等（監理技術者及び主任技術者）の変更は、原則として認めません。
104	23	3	3	2	3)	建設等業務	「事業者は、各工種において現場代理人を設置するものとする」とありますが、現場代理人については、SPCと契約する会社又はJVの現場代理人と兼務しても宜しいでしょうか。	実施方針（修正版）の中で、設計・建設については建設等JVにて行うことに修正しております。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
105	23	3	3	2	3)	建設等業務	「事業者は、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同第3項に規定する監理技術者を専任させるものとする。」とありますが、主任技術者又は監理技術者については、SPCと契約する会社又はJVの主任技術者又は監理技術者と兼務しても宜しいでしょうか。	現場代理人と主任技術者又は監理技術者の兼務は可能です。
106	23	3	3	2	3)	建設等業務	「事業者は、各工種において現場代理人を設置するものとする。事業者は、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同第3項に規定する監理技術者を専任させるものとする。」とありますが、この「現場代理人」と「主任技術者又は監理技術者」は兼務しても宜しいでしょうか。	現場代理人と主任技術者又は監理技術者の兼務は可能です。
107	23	3	3	2	3)	建設等業務	「事業者は、建設業法第26条第1項に規定する・・・監理技術者を専任させるものとする。」とありますが、建設業法に基づき、会社に所属する主任技術者、監理技術者を専任する必要があります。SPC自体には建設業許可はないので、「事業者」ではなく「建設企業」が対象と考えますがいかがでしょうか。	実施方針(修正版)の中で、設計・建設については建設等JVにて行うことに修正しております。このため、建設企業で問題ありません。
108	25	3	3	2	5)	建設等業務 完成検査等	機器の工場検査立会は、全ての機器について不要と考えてよろしいですか。もし、工場検査立会が必要な機器がありましたら、機器名をご提示ください。	工場検査立会は、主要な設備(高額となる設備)及び現場にて性能を確認できないもの等を考えております。ただし、現時点では、具体的に決めておりません。
109	25	3	3	2	5)	建設等業務 完成検査等	本項目において、機器に対する市の工場立会検査の実施を読み取る事が出来ません。不要と考えて宜しいでしょうか。	工場検査立会は、主要な設備(高額となる設備)及び現場にて性能を確認できないもの等を考えております。
110	25	3	3	2	5)	建設等業務 完成検査等 ②イ	市からの要望による改造、補修その他必要な措置については協議いただけたと考えてよろしいでしょうか。	完成検査時における改造、修補、その他必要な措置は、原則的に市の指示に従って頂くように考えております
111	25	3	3	2	5)	建設等業務 出来高検査	7年想定を5年などに工程短縮をした場合、年度あたりの支払い額は変わるのででしょうか。	工期短縮により各年度の支払額は変わりますが、建設費の支払の財源は、国庫補助金と企業債を考えているため、該当する年度で上限を超えた金額については、後年での対応となります。
112	25	3	3	2	5)	建設等業務 出来高検査	出来高が要求水準を超えた場合、上限を超えた支払いは可能でしょうか。	建設費の支払の財源は国庫補助金と企業債を考えているため、該当する年度で上限を超えた金額については、後年での対応となります。
113	26	3	3	2	6)	建設等業務	「夜間、日曜日及び「国民の休日に関する法律」に規定する休日に工事を行おうとする場合は、市と事前に協議すること。」とありますが、協議成立を前提にした施工計画は実行可能でしょうか。	原則的には、休日の工事を前提とした工事工程を当初より計画することは、工程遅延のリスクを上げることであるため、認めません。
114	26	3	3	2	6)	建設等業務	夜間~休日に工事を行おうとする場合には市と事前協議することとありますが、協議の結果によっては工事ができないこともあるとのことでしょうか。その場合には、提案時点では夜間、休日の工事実施を見込まず工程計画を策定することが条件であるとのことでしょうか。	原則的には、休日の工事を前提とした工事工程を当初より計画することは、工程遅延のリスクを上げることであるため、認めません。
115	26	3	3	2	6)	建設等業務	土曜日の工事は市と事前の協議は不要でしょうか。	ご理解のとおりです。
116	27	3	3	2	11)	建設等業務	建設工事保険等に関しては、事業者名による契約ではなく建設企業等の業務を担う企業名での契約でも良いとの理解でよろしいでしょうか。	建設JV名による契約とします。
117	27	3	3	2	11)	建設等業務	各保険の記載がありますが火災保険・労災保険の加入は必須を予定していますがその他個々の保険の加入は必要条件でしょうか。	その他の個々の保険加入は、事業者の判断に任せます。
118	27	3	3	2	12)	建設等業務	合理的な範囲の近隣対策とありますが、合理的な範囲基準をご教示願います。	事業者の提案事項と考えます。
119	27	3	3	2	14)	建設等業務	①使用材料等に「建築基準法施工令第20条の5第4項」とありますが、「建築基準法施工令第20条の7第4項」との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。文章を修正します。
120	28	3	3	2	14)	建設等業務	③室内の濃度測定箇所数や実施する室については、法令等に即していれば貴市からの指定はないとのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	28	3	3	2	17)	建設等業務	「第13条第2項」とありますが、「第2項」がありませんので「第13条」を指しているのでしょうか。	誤記です。「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)第15条第3項です。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
122	29	3	3	2	19)	建設等業務	オゾン層を破壊する物質とは具体的に何を指すのでしょうか。	断熱材に使用されている硬質ウレタンフォームや押出発砲ポリスチレンからのオゾン層破壊物質の環境中への排出を考えております。具体的には、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等です。
123	29	3	3	2	20)	建設等業務	「なお、これにより難い場合は、市と協議するものとする。」とありますが、事業開始後の当該協議の結果発生した、事業者の責に帰さない増加費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	質疑の意図が不明ですが、グリーン購入法に基づいた製材等を使用するようにして下さい。それ以外の製材等を使用する場合は、あくまでも事業者の責に負うものと考えます。
124	29	3	3	2	22)	建設等業務	④に「事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る」とありますが、「事業者」ではなく、「建設企業」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	29	3	3	2	22)	建設等業務	⑤に「事業者が建設企業として」とありますが、「事業者が建設企業をして」との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。文章を修正します。
126	30	3	3	3		各工事積算内訳書の作成	「なお、解釈に関して基準等の中で相反する等疑義が生じた場合、別途、市と協議のうえ、適否について決定すること。」とありますが、決定権限は事業者にあるとの理解でよろしいでしょうか。	決定権は、市にあると考えます。
127	31	3	3	5	3)	各工事積算内訳書の作成	「各検査の検査結果が、市の示す基準に達しなかったとき」とありますが、この基準は、事前に事業者と市が協議し決定する基準と理解してよろしいですか。	要求水準書(案)3.2.2に示す基準に明示されていないものは、協議の上、決定します。
128	31	3	3	6		施工図等の提出	提出書類のうち、製作図については提出致しません。製作図については、製作メーカーのノウハウを含む図面の為、開示できません。要求水準書から削除をお願いします。	一般的に工事の承諾図として提出して頂いている各仕組レベルの製作図を想定しており、各部品等の製作図の事ではありません。
129	31	3	4	1	1)	瑕疵担保	実施方針(案)に関する質問・意見への回答のNo.262においてリスク分担を要求水準書(案)に示していただけることになっておりましたが、記載いただいた箇所をお教えください。	ご指摘の回答に誤りがありました。正しくは、詳細は募集要項等の公表時に示します。
130	32	3	4	1	1)	瑕疵担保	「④実施設計時に提出する実施設計図書に対して、市がこれを確認したことをもって事業者の設計の瑕疵にかかる責任の全部又は一部を回避し得ないものとする。」とありますが、DBO事業の場合には本来、PFI事業の場合に設計を民間の責任において行われるのとは異なり、民間の設計に対して公共の責任において承諾するという過程があることを鑑みると、事業者は回避できるのではないのでしょうか。	公共土木設計業務等標準委託契約約款など、一般的な事項として、責任の全部又は一部を回避し得ないものとしています。
131	32	3	4	1	1)	瑕疵担保	④について、「市がこれを確認したことをもって事業者の設計の瑕疵に係る責任の全部又は一部を回避し得ないものとする」との記載がありますが、設計段階の議事録などの記録の内容を以て、市と事業者で協議合意し瑕疵責任の負担範囲を決定するというのでしょうか。とらえ方によっては、市の指示事項で対応した内容であっても事業者が瑕疵責任を負うとも読み取れるのですが、どのようにお考えでしょうか。	公共土木設計業務等標準委託契約約款など、一般的な事項として、市の指示等により生じた瑕疵であっても、事業者が指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、責任の全部又は一部を回避し得ないものとしています。
132	32	3	4	1	1)	瑕疵担保	本事業における管渠の設計は、要求水準書(案)及び過年度実施設計図書を基に行いますが、放流渠が圧力状態であること等、要求水準書(案)及び過年度実施設計図書で想定される以上のリスクが潜在していると考えられます。この時のリスクに対する責任の所在については貴市で対応いただけると考えてよろしいでしょうか。	本事業の設計について、過年度実施設計図書をもとにする必要はありません。あくまでも事業者が責任を持ち、条件等を整理した上で最適な提案を行って下さい。そのため、設計に対するリスクは、事業者の責によるものと考えております。
133	32	3	4	1	2)	瑕疵担保	「なお、市が確認、説明、報告を受けたことによって、事業者は施工に起因する瑕疵にかかる責任の全部または一部を回避し得ないものとする。」とありますが、DBO事業の場合には本来、PFI事業の場合に施工を民間の責任において行われるのとは異なり、民間の施工に対して公共の責任において承諾するという過程があることを鑑みると、事業者は回避できるのではないのでしょうか。	公共土木設計業務等標準委託契約約款など、一般的な事項として、責任の全部又は一部を回避し得ないものとしています。
134	32	3	4	1	2)	瑕疵担保	「その他の部分：5年」とありますが、その他の部分とはコンクリート躯体部分以外の全てを指しているのでしょうか。DBO事業であるならば、宇部市工事請負契約約款第40条第2項の規定に倣い、2年として頂きたく存じます。	「契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について」(内閣府PFI推進委員会)のBTO方式の場合を参考に年数設定しました。なお、現時点で変更は考えておりません。

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項 目			
135	32	3	4	1	2)	瑕疵担保 貴市発注における工事について、瑕疵担保期間が今回示されている期間よりも短く示されています。本事業におかれましても同様の適用をお願い致します。	「契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について」(内閣府PFI推進委員会)のBT0方式の場合を参考に年数設定しました。なお、現時点で変更は考えておりません。
136	32	3	4	1	2)	瑕疵担保 ②その他部分：5年とありますが、5年とする根拠をご提示ください。	「契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について」(内閣府PFI推進委員会)のBT0方式の場合を参考に年数設定しました。
137	32	3	4	1	2)	瑕疵担保 ②その他部分：5年とありますが、公共工事標準請負契約約款に記載のとおり、瑕疵担保は2年として頂きたい。	現時点で変更は考えておりません。
138	32	3	4	1	2)	瑕疵担保 貴市発注の他の機械設備工事では、瑕疵担保期間には2年となっております。瑕疵担保期間が5年と長い理由をご教示願います。	「契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について」(内閣府PFI推進委員会)のBT0方式の場合を参考に年数設定しました。
139	32	3	4	1	2)	瑕疵担保 貴市発注の他の機械設備工事では、瑕疵担保期間には2年となっております。本事業におかれましても同様の適用をお願い致します。	現時点で変更は考えておりません。
140	32	3	4	1	2)	瑕疵担保 かし担保期間が5年となっており、一般的な2年よりも長くなっておりますが、その意図をご教示頂けずようお願いいたします。なお、かし担保期間を通常よりも延長することは結果として事業費を膨らませることを鑑み、可能なならば、かし担保期間は2年以内として頂けず様お願いいたします。	「契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について」(内閣府PFI推進委員会)のBT0方式の場合を参考に年数設定しました。なお、運転・維持管理を含めての業務のため、瑕疵担保期間が5年となることで事業費が膨らむ理由が不明であり、現時点で変更は考えておりません。
141	32	3	4	1	2)	瑕疵担保 P32.3.4.2.性能保証期間との整合性がわかりませんが、設備の保証及び担保期間は3年でよろしいでしょうか。	DB0方式のため通常よりも長い保証期間を設定しておりましたが、従来のとおり保証期間とするように、修正します。
142	32	3	4	2	1)	性能保障事項 計画した施設が要求水準書に記載した能力を上回ることでとされていますが、近年のゲリラ降雨や計画降雨量の超過等のリスクに対する評価基準や責任範囲や内容等についてはどのようにお考えなのか教えていただけないでしょうか。	リスク分担については、実施方針(案)の質問・回答時に示しております。また、基本的に雨量計等による客観的な降雨データと事業者による流入量把握の双方により判断することを想定しております。
143	32	3	4	2	2)	性能保障事項 非常停電や機器故障等の重大事故における性能保障範囲について、基準や責任範囲を含めてお教えいただけないでしょうか。	建設時等における性能保証範囲のため、基準については「3.2.2 基準、仕様等」を満足させて下さい。また、責任範囲はその要因により区分されます。
144	32	3	4	3		保証期間 貴市での保証期間の実績は、2年と理解しておりますが、本事業ではあえて通常の保証期間より1年長い3年の保証期間を設定するとの理解でよろしいですか。	DB0方式のため通常よりも長い保証期間を設定しておりましたが、従来のとおり保証期間とするように、修正します。
145	32	3	4	3		保証期間 貴市発注における工事について、保証期間が今回示されている期間よりも短く示されています。本事業におかれましても同様の適用をお願い致します。	DB0方式のため通常よりも長い保証期間を設定しておりましたが、従来のとおり保証期間とするように、修正します。
146	32	3	4	3		保証期間 アスファルト防水等の別途期間を記載されているもの以外の設備機械等については、保証期間は3年間との理解でよろしいでしょうか。また、機械や備品等によってはメーカー保証が1年~2年のものも考えられますが、その場合にはメーカー保証に準じると考えてよろしいでしょうか。	DB0方式のため通常よりも長い保証期間を設定しておりましたが、従来のとおり保証期間とするように、修正します。
147	32	3	4	3		保証期間 「本ポンプ場の保証期間は、引渡し後3年とする。」とありますが、メーカー保証期間は2年であり、3年保証となると追加費用を事業費に見込む必要があることから合理的な期間設定をお願いいたしたく、2年として頂きたいと存じます。	DB0方式のため通常よりも長い保証期間を設定しておりましたが、従来のとおり保証期間とするように、修正します。
148	32	3	4	3		保証期間 1~2年が一般的であるところ、保証期間が3年となっておりますが、その意図をご教示頂けずようお願いいたします。なお、保証期間を通常よりも延長することは結果として事業費を膨らませることを鑑み、可能なならば保証期間は2年以内として頂けず様お願いいたします。	DB0方式のため通常よりも長い保証期間を設定しておりましたが、従来のとおり保証期間とするように、修正します。
149	32	3	4	3		保証期間 保証期間は、1年として頂きたい。	DB0方式のため通常よりも長い保証期間を設定しておりましたが、従来のとおり保証期間とするように、修正します。
150	32	3	4	3		保証期間 貴市発注の他の機械設備工事では、保証期間は1年となっております。ポンプ場の保証期間が3年と長い理由をご教示願います。	DB0方式のため通常よりも長い保証期間を設定しておりましたが、従来のとおり保証期間とするように、修正します。
151	32	3	4	3		保証期間 貴市発注の他の機械設備工事では、保証期間は1年となっております。本事業におかれましても同様の適用をお願い致します。	DB0方式のため通常よりも長い保証期間を設定しておりましたが、従来のとおり保証期間とするように、修正します。

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項			
152	32	3	4	3	保証期間	P32.3.4.1.2) 施工の瑕疵担保期間との整合性がわかりませんが、設備の保証及び担保期間は3年でよろしいでしょうか。	DBO方式のため通常よりも長い保証期間を設定していましたが、従来のとおり保証期間とするように、修正します。
153	33	3	4	4	その他	”施設の部分引き渡しは行わない”とありますが、供用開始が異なるため一部の設備のみを稼働(1期工事と2期工事に分けて建設を行う)させることが考えられますが、その時点で全ての設備が稼働できる状態でないといけないと言ふことなのか、もしくは一連の事業における段階整備の考えはないということでしょうか。	段階的整備・部分供用は、問題ありません。あくまでも、供用開始が異なる場合は、部分的に供用することとし、部分的な施設の引渡しは行わないものとします。
154	33	3	4	4	その他	「原則として施設の部分引き渡しは行わない」とあります。これは、一部の設備を先行して稼働させるような建設工程を採用してはいけないと言ふ事でしょうか。原則外になる事例がありましたらご教示頂けますでしょうか。	段階的整備・部分供用は、問題ありません。あくまでも、供用開始が異なる場合は、部分的に供用することとし、部分的な施設の引渡しは行わないものとします。
155	33	3	4	4	その他	「原則として、施設の部分引渡しは行わない。」とありますが、例外的に部分引渡しを行う場合として、どのような状況を想定されているのでしょうか。	現時点では、市として部分引渡しを考えておりません。ただし、事業者からの提案事項として優位性が示されるものがあれば、検討します。
156	33	3	4	4	その他	既設ポンプ場(栄川ポンプ場、鶴の島ポンプ場)からの切り替え接続作業は、工程にどのように反映させればよいでしょうか。	質問の意図と異なるかもしれませんが、切り替え接続作業については、部分供用も含めて工程計画に反映願います。
157	35	4	1	2	ポンプ場の特性	“H25年度の合流改善シミュレーション結果”は、基本設計時点で開示して頂けると考えてよろしいですか。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。なお、年度が間違っておりましたので、修正します。(H25→H22)
158	35	4	1	2	ポンプ場の特性	“降雨時においても約3,200m ³ の貯留を継続しつつ”とありますが、3,200m ³ を貯留後、雨量が計画値となった場合は、貯留すること無しに雨水ポンプにて放流することが可能と考えてよろしいですか。貯留を継続するとなった場合は、表4.2.2の管渠では3,200m ³ を貯留しつつ22.245m ³ /sが流入した場合、流入管が圧力管となり流入側への影響があると考えます。	合流改善の対象とする降雨の10～30mmでは、原則として降雨時においても約3,200m ³ の貯留を継続しつつ、オーバー分の雨水量を雨水ポンプ場にて放流するものとします。降雨が計画値となった場合は、ご見解のとおり貯留すること無しに雨水ポンプにて放流することを可能としております。なお、雨天時のポンプ場の操作方法等については、要求水準書(案)4.10.6.4)に示すとおり、市は事業者と協議の上、詳細な対応を定めるものとします。
159	35	4	1	2	ポンプ場の特性	“降雨時においても約3200m ³ の貯留をしつつ、オーバー分の雨水量を雨水ポンプ場にて放流する”とありますが、越流ゲートを全閉状態で雨水ポンプを運転した場合、流入量の増加に伴い水位が急激に上昇して上流側が浸水するリスクが増大します。よって、オーバーフローが発生した時点で越流ゲートを全開にして雨水ポンプを運転することと考えて良いでしょうか。	合流改善の対象とする降雨の10～30mmでは、原則として降雨時においても約3,200m ³ の貯留を継続しつつ、オーバー分の雨水量を雨水ポンプ場にて放流するものとします。降雨が計画値となった場合は、ご見解のとおり貯留すること無しに雨水ポンプにて放流することを可能としております。なお、雨天時のポンプ場の操作方法等については、要求水準書(案)4.10.6.4)に示すとおり、市は事業者と協議の上、詳細な対応を定めるものとします。
160	35	4	1	2	ポンプ場の特性	“降雨時においても約3200m ³ の貯留をしつつ、オーバー分の雨水量を雨水ポンプ場にて放流する”とあります。越流ゲートが全閉のまま雨水ポンプを運転すると、流入量が急激に増加した際、ポンプ場の上流側が浸水する可能性があります。これを回避する為、オーバーフローが発生した時点で越流ゲートを全開にして雨水ポンプを運転する事を前提としてよろしいでしょうか。	合流改善の対象とする降雨の10～30mmでは、原則として降雨時においても約3,200m ³ の貯留を継続しつつ、オーバー分の雨水量を雨水ポンプ場にて放流するものとします。降雨が計画値となった場合は、ご見解のとおり貯留すること無しに雨水ポンプにて放流することを可能としております。なお、雨天時のポンプ場の操作方法等については、要求水準書(案)4.10.6.4)に示すとおり、市は事業者と協議の上、詳細な対応を定めるものとします。
161	35	4	1	2	ポンプ場の特性	記載事項については厳守事項でしょうか。または参考でしょうか。厳守事項の場合、事業者側でリスクを負う内容になりますでしょうか。	記載事項は厳守事項ですが、“降雨時においても約3200m ³ の貯留をしつつ、オーバー分の雨水量を雨水ポンプ場にて放流する”の文章は、No.158～No.160回答を踏まえて見直すものとします。なお、リスクの分担については、実施方針のとおりとします。
162	35	4	1	2	ポンプ場の特性	「西部浄化センターにおける第1ポンプ施設(場内合流ポンプ棟)の廃止」は、本事業の範囲外ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	35	4	1	3	省エネ性・創エネ性	創エネ性の提案を行う場合においても、合流ポンプ場敷地面積約5,900m ² の用地範囲が条件となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	35	4	1	3	省エネ性・創エネ性	出来る限りの省エネ性・創エネ性は何に対して評価されるのでしょうか。	評価の具体的な内容については、お答えできません。
165	35	4	1	3	省エネ性・創エネ性	創エネ性とは、電力については発電を指すのでしょうか。燃料については具体的に何を指すのでしょうか。	創エネ性とは、エネルギーに関するものであり、事業者からの提案をお願いします。よって、具体的に市より提示するものではありません。
166	35	4	1	3	省エネ性・創エネ性	「創エネ性」とありますが、具体的にどのような事例を想定されていますか。ご教示下さい。	創エネ性とは、エネルギーに関するものであり、事業者からの提案をお願いします。よって、具体的に市より提示するものではありません。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
167	37	4	2	1	2)	ポンプ場として確保すべき機能	「JRと協議済み」とされる内容について、具体的にご教示ください。	概要としては、①平面線形と布設深度、②酷暑期（5/1～9/30）の施工禁止や列車運休時間内（夜間）での施工、③施工期間中、玉川踏切を含めた前後道路は全面通行止めの交通規制を行うこと、④鉄道精通施工業者にて施工すること。となります。
168	37	4	2	1	2)	ポンプ場として確保すべき機能	JRと協議済みとの記載がありますが、協議した内容、結果等を公表いただけませんか。	概要としては、①平面線形と布設深度、②酷暑期（5/1～9/30）の施工禁止や列車運休時間内（夜間）での施工、③施工期間中、玉川踏切を含めた前後道路は全面通行止めの交通規制を行うこと、④鉄道精通施工業者にて施工すること。となります。詳細については、要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
169	37	4	2	1	2)	ポンプ場として確保すべき機能	JRとの協議資料を開示願います。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
170	37	4	2	1	2)	ポンプ場として確保すべき機能	「酷暑期（5/1～9/30）の施工禁止」とありますが、列車運休時間内（夜間）での施工も禁止でしょうか。	酷暑期については、列車運休時間内（夜間）も含め施工禁止です。
171	37	4	2	1	2)	ポンプ場として確保すべき機能	「施工に伴う軌道防護等については、市と関係機関で協議が必要となるため」とありますが、事業開始後の当該協議の結果発生した、事業者の責に帰さない増加費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	37	4	2	1	2)	ポンプ場として確保すべき機能	施工に伴う軌道防護等については市と関係機関で協議が必要であるとのことですが、貴市も事業スケジュールに支障がないように協議していただけるのとこのことでよろしいでしょうか。また、工程の提案検討のために想定されている協議期間等をご提示ください。	ご理解のとおりです。なお、設計段階と施工段階で協議を行う予定ですが、事業者の提案内容等の詳細が不明なため、具体的な期間等は回答できません。
173	37	4	2	1	3)	ポンプ場として確保すべき機能	将来の流入管接続について、硫化水素を発生を防止するための取り込み方法の提案を行うよう記載がありますが、人孔そのものは本事業対象外と考えてよろしいでしょうか。また、硫化水素発生防止策については提案のみで、建設は対象外と考えてよろしいでしょうか。	玉川ポンプ場内と栄川ポンプ場及び鶴の島ポンプ場の切り替え部の3箇所の人孔は建設対象です。なお、硫化水素発生防止策については提案のみで、建設は対象外です。
174	37	4	2	1	4)	ポンプ場として確保すべき機能	貯留管に利用する流入管渠には、防食塗装等の腐食対策は必要と考えられていますか。	具体的な対策については事業者の提案事項とします。
175	37	4	2	1	4)	ポンプ場として確保すべき機能	3,200m ³ の貯留は、流入管渠に条件でしょうか。	貯留機能を発揮するのであれば、必ずしも流入管渠内でなければならないことはありません。
176	37	4	2	1	4)	ポンプ場として確保すべき機能	越流堰を設置することは、条件でしょうか。	越流堰等としておりますので、越流堰に限定しておりません。晴天時における雨水沈砂池等からの臭気予防の観点から、これらのドライ化のため、何らかの堰は必要と考えますが、他の手法による提案を妨げるものではありません。
177	37	4	2	1	4)	ポンプ場として確保すべき機能	玉川ポンプ場における対象流量は、雨天時で27,000m ³ /日と考えてよろしいでしょうか。	誤記です。「雨天時（27,000m ³ /日）」に修正します。
178	37	4	2	1	4)	ポンプ場として確保すべき機能	「3200m ³ を貯留しつつポンプ運転を継続し、3200m ³ を超えると雨水ポンプにて排水する」とは、3200m ³ までは貯留しつつ汚水ポンプで運転を行い、3200m ³ を超えて越流を開始した時点で越流ゲートを全開にして雨水ポンプでも排水することでしょうか。	合流改善の対象とする降雨の10～30mmでは、原則として降雨時においても約3,200m ³ の貯留を継続しつつ、オーバー分の雨水量を雨水ポンプ場にて放流するものとします。降雨が計画値となった場合は、ご見解のとおり貯留すること無しに雨水ポンプにて放流することを可能としております。なお、雨天時のポンプ場の操作方法等については、要求水準書(案)4.10.6.4)に示すとおり、市は事業者と協議の上、詳細な対応を定めるものとします。
179	37	4	2	1	4)	ポンプ場として確保すべき機能	「3,200m ³ を貯留しつつポンプ運転を継続し、3,200m ³ を超えると雨水ポンプにて排水する」とあります。これは「3,200m ³ までは雨水を流入管渠で貯留し汚水ポンプのみを運転し、3,200m ³ を超えたら越流ゲートを全開にして雨水ポンプを運転」する事と考えてよろしいでしょうか。	合流改善の対象とする降雨の10～30mmでは、原則として降雨時においても約3,200m ³ の貯留を継続しつつ、オーバー分の雨水量を雨水ポンプ場にて放流するものとします。降雨が計画値となった場合は、ご見解のとおり貯留すること無しに雨水ポンプにて放流することを可能としております。なお、雨天時のポンプ場の操作方法等については、要求水準書(案)4.10.6.4)に示すとおり、市は事業者と協議の上、詳細な対応を定めるものとします。
180	37	4	2	1	5)	ポンプ場として確保すべき機能	沈砂・し渣の処分先をお教願います。	沈砂は東部浄化センターの洗砂設備で、し渣は環境保全センターです。
181	37	4	2	1	5)	ポンプ場として確保すべき機能	現況の沈砂・し渣の搬出車輛をお教願います。	現状は2t標準ダンプです。

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項 目			
182	37	4	2	1 5)	ポンプ場として確保すべき機能	「既存施設の発生状況を勘案し」とありますが、既存施設の発生状況はデータをご提示いただけるとの理解でよろしいですか。	要求水準書(案)4.6.4.1)と整合しないため、本項を抹消します。
183	37	4	2	1 5)	ポンプ場として確保すべき機能	既存施設の沈砂・し渣の発生状況を開示願います。	要求水準書(案)4.6.4.1)と整合しないため、本項を抹消します。
184	37	4	2	1 5)	ポンプ場として確保すべき機能	既存施設の発生状況を勘案とありますが発生状況の詳細をご教示お願い致します。	要求水準書(案)4.6.4.1)と整合しないため、本項を抹消します。
185	37	4	2	1 6)	ポンプ場として確保すべき機能	既設工業用水管等の埋設物の位置等がわかる資料等は公表いただけるのでしょうか。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
186	38	4	2	1 7)	ポンプ場として確保すべき機能	図4.2.3の事業範囲の配管は、T字管となっています。玉川ポンプ場からの汚水管を1本と考えた場合、T字管は不要と考えてよろしいですか。	過年度設計において、着水井の工事等の切り回しを考慮してT字管を設けるようしております。T字管以外の良案があれば、提案願います。
187	38	4	2	1 7)	ポンプ場として確保すべき機能	着水井手前にT字管と仕切弁を設けることとなっていますが、将来的に圧送先が変わるのでしょうか。	過年度設計において、着水井の工事等の切り回しを考慮してT字管を設けるようしております。T字管以外の良案があれば、提案願います。
188	38	4	2	1 7)	ポンプ場として確保すべき機能	図4.2.3の着水井計画HWLを、ご教授ください。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
189	38	4	2	1 7)	ポンプ場として確保すべき機能	事業範囲外である西部浄化センターへの流入水路着水井に汚水圧送管を接続することになっていますが、着水井と汚水圧送管の接続の詳細を開示願います。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
190	39	4	2	1 8)	ポンプ場として確保すべき機能	「8) 玉川ポンプ場から厚東川への放流延長が長く・・・、ポンプ場吐出水位は高く設定されている」とありますが、ご設定のポンプ場吐出水位をご教示ください。	過年度設計を参考として、ご提案願います。
191	39	4	2	1 9)	ポンプ場として確保すべき機能	既設工業用水管等の地下埋設物の平面位置、深度を開示願います。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
192	39	4	2	1 10)	ポンプ場として確保すべき機能	「基礎・仮設計画において、提案時は古洞対策を見込まないこととする」とありますが、これらに係る調査・検討費用は、事業費には見込まず、設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	既存土質調査資料により推定可能な一般的な調査及び検討費用については、事業費に含むものとします。
193	39	4	2	1 10)	ポンプ場として確保すべき機能	「事業着手後の設計時には土質調査等により古洞対策の要否を検討し、必要に応じて市に協議すること。」とありますが、事業開始後の当該協議の結果発生した、事業者の責に帰さない対策費用等は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	39	4	2	1 10)	ポンプ場として確保すべき機能	提案時は古洞対策は見込まないこととしますが、事業着手後の検討で必要となった場合の費用は変更等の対応でお考えでしょうか。	ご理解のとおりです。
195	39	4	2	1 10)	ポンプ場として確保すべき機能	「基礎・仮設計画において、提案時は古洞対策を見込まないこととするが・・・。」とありますが、土質調査等の結果から古洞対策が必要となった場合に、追加で発生する対策に係る費用は、市が全額負担して頂けるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	39	4	2	1 10)	ポンプ場として確保すべき機能	「提案時には古洞対策を見込まない」とありますが、実施設計・工事の段階で古洞対策が必要となった場合には、それに係る費用は増額していただくことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	39	4	2	1 10)	ポンプ場として確保すべき機能	古洞対策の要否を検討した結果、対策が必要な場合の費用は貴市の負担と理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	39	4	2	1 10)	ポンプ場として確保すべき機能	古洞(石炭採掘跡)の調査、対策は設計変更対象と読み取りますが、要否の調査をするにあたり想定される規模がどの程度かご教示ください。本件に関する影響で、確保すべき機能が確保できない場合は責任は除外されると考えます。	既存土質調査資料により推定可能な一般的な調査及び検討費用については、事業費に含むものとします。なお、古洞の調査による影響の有無に関わらず、機能確保の責は事業者にあると考えます。
199	39	4	2	1 10)	ポンプ場として確保すべき機能	「事業着手後の設計時には地質調査等により古洞対策の要否を検討」とあります。対策を検討する為、古洞の規模がどの程度かご教示ください。	既存土質調査資料により推定願います。
200	39	4	2	1 10)	ポンプ場として確保すべき機能	「事業着手後の設計時には地質調査等により古洞対策の要否を検討」とあります。対策にかかる費用は契約前には算出不可能な為、設計変更による契約金額の増額対象にして頂くようお願い致します。	事業着手後の検討により必要となった対策費用は、変更対象とします。

見出し符号					項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項			
201	39	4	2	1 (10)	ポンプ場として確保すべき機能	「提案時は古洞対策を見込まないこととする」とありますが、事業着手後の設計時に古洞対策が必要となった場合、対策費用は設計変更対象となると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	39	4	2	1 (10)	ポンプ場として確保すべき機能	石炭の採掘跡が存在する可能性があることと記されていますが、過去の工事実績、調査実績などにおいて可燃性ガスは確認されていますでしょうか。	過去の工事等では、可燃性ガスは確認されておりません。
203	39	4	2	1 (11)	ポンプ場として確保すべき機能	「雨水の流入変動」について確認を行うため、想定されている降雨強度式を、ご教授ください。また、中央集中型で考えて良いかも、ご教授ください。	雨天時における流入変動は、降雨強度式ではなく、既存ポンプ場の稼働状況を確認願います。なお、資料については、要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。また、計画降雨強度式を用いる場合について、中央集中型を採用するかは事業者において検討し、リスク検討の結果、採用型を決定願います。
204	39	4	2	1 (11)	ポンプ場として確保すべき機能	「雨水の流入変動」とあります。想定されている降雨強度式をご教示頂けますでしょうか。	過年度設計図書をご参考願います。
205	39	4	2	1 (12)	ポンプ場として確保すべき機能	「詳細については所轄消防署と協議を行うこと。」とありますが、事業開始後の当該協議の結果発生した、事業者の責に帰さない増加費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	提案内容について、必ず事前に所轄消防署と協議願います。これにより、事業開始後の協議結果による事業者の責に帰さない増加費用は発生しないと考えております。
206	39	4	2	1 (12)	ポンプ場として確保すべき機能	現状で所轄消防署と協議は行えるのでしょうか。	事前に所轄消防署へ協議のアポイントをとった場合は可能です。(宇部・山陽小野田消防局 予防課危険物係 TEL:0836-21-6114)
207	39	4	2	1 (12)	ポンプ場として確保すべき機能	無人でポンプを運転するために必要な「有人と同等の監視制御設備」の具体的な条件をお示し頂きますようお願いいたします。	条件としては、火災等の早期発見に係る設備、貯蔵タンクや配管からの漏油発生時の早期発見に係る設備、日常の監視、火災発生時に周囲への延焼を防止するための構造を求められています。これらの詳細な内容は所轄消防署の判断となりますので、個別に協議願います。
208	39	4	2	1 (12)	ポンプ場として確保すべき機能	管理担当部署の危険物取扱者の免状はエンジンポンプの管理という事で、丙種もしくは乙種第4類または甲種の免状でよろしいでしょうか。	危険物保安監督者の選任が必要となる設備を設置する場合は、乙種第4類以上の資格が必要となります。なお、必要資格等は、事業者にて法令を遵守するように配置願います。
209	39	4	2	1 (13)	ポンプ場として確保すべき機能	ポンプ台数について、段階的な施工計画を立案し、適切なポンプ台数を計画するとあるので、今後ポンプ場流入水量予測が提示されるのでしょうか。	ポンプ場への流入水量予測を提示する予定はありません。事業者において、施工計画に合わせて適切なポンプ台数等を検討願います。
210	39	4	2	1 (13)	ポンプ場として確保すべき機能	「段階的な施工計画」とは具体的に何を指しているのかご教授ください。	段階的な施工計画とは、既設ポンプ場の切り替え等を示します。
211	39	4	2	1 (14)	ポンプ場として確保すべき機能	「吐口樋門については、河川法第24条、第26条、第55条等の許可申請は協議済み」とされる内容について、具体的にご教示ください。	河川法に基づく河川管理者の許可を得る「第24条 土地の占用」「第26条 工作物の設置」「第55条 河川保全区域内の行為」です。
212	39	4	2	1 (14)	ポンプ場として確保すべき機能	「仮締切の設置・撤去など海水に直接影響を与える工事は、海苔養殖期間(9/20～3/31)に実施しない計画とすること。」とありますが、コンクリート打設等、悪影響を及ぼさないとされる作業についても施工できないのでしょうか。	仮締切の設置撤去に係るものは、全工種が施工不可です。なお、仮締切内の工事については、全工種が施工可能です。
213	39	4	2	1 (14)	ポンプ場として確保すべき機能	「仮締切の設置・撤去など」の具体的な範囲は、二重締め切りのための設置、撤去を示し、土工事、鉄筋加工、型枠設置、コンクリート打設は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	仮締切の設置撤去に係るものは、全工種が施工不可です。なお、仮締切内の工事については、全工種が施工可能です。
214	39	4	2	1 (14)	ポンプ場として確保すべき機能	河川法の各許可申請は協議済みであることから、吐口に係る河川管理者や漁業管理者(海苔養殖)等の調整は完了していることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
215	39	4	2	1 (14)	ポンプ場として確保すべき機能	吐口施工時のノリ養殖への影響に関して漁協と協議済みのようですが、供用後の放流量や水質に関する協議は完了していますか。また、既定の雨水量を超えて放流(排水)する場合の漁協との協議等は、市の責任範囲と考えるとよろしいでしょうか。	放流量、水質に関しては、事業計画に基づくものであることから、漁協との協議は行っておりません。なお、計画水量を超えて放流(排水)すること自体、考えておりません。
216	39	4	2	1 (14)	ポンプ場として確保すべき機能	河川法24・26・55条の許可申請協議は実施済みとのことですが、河川管理者から占用許可が下りているということでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	39	4	2	1 (14)	ポンプ場として確保すべき機能	吐口樋門については許可申請が協議済みとなっています。協議資料を開示願います。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項			
218	39	4	2	1	15)	ポンプ場として確保すべき機能 本ポンプ場の特性は、H25年度の合流改善シミュレーション結果より、幹線に貯留させるとあるが、「過年度実施設計図書」に合流改善の報告書図書は含まれているのでしょうか。	合流改善の報告書は、過年度実施設計図書に含まれておりません。なお、要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
219	39	4	2	1	15)	ポンプ場として確保すべき機能 表4.2.3「過年度実施設計図書」について、図書が開示される時期は、何時頃の予定でしょうか。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
220	39	4	2	1	15)	ポンプ場として確保すべき機能 過年度実施設計図書には実施設計時になされた関係機関協議資料や許可申請資料も含まれておりますか。併せて表4.2.3過年度実施設計図書の内容を電子データで提供していただくことは可能でしょうか。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
221	39	4	2	1	15)	ポンプ場として確保すべき機能 実施設計(表4.2.3「過年度実施設計図書」)は、閲覧もしくは配布されるのでしょうか。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
222	39	4	2	1	15)	ポンプ場として確保すべき機能 設計図書の配布の有無と時期をご教示をお願いします。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
223	40	4	2	1	15)	ポンプ場として確保すべき機能 表中に、調査名称「平成27年度 宇部市玉川ポンプ場実施設計業務委託」とありますが、内容を確認したいので、CDデータ等を貸与ください。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
224	40	4	2	1	15)	ポンプ場として確保すべき機能 表4.2.3~5の表中にあります各資料につきまして、提案時に必要な場合はデータによる貸与をお願い致します。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
225	40	4	2	1	16)	ポンプ場として確保すべき機能 「地質調査報告書等に示される地層想定断面図は、参考資料として取り扱うこと。」とありますが、設計変更の根拠資料であるとの理解でよろしいでしょうか。	地層想定断面図は、あくまでも参考資料です。土質柱状図については、設計変更の根拠資料となります。
226	40	4	2	1	16)	ポンプ場として確保すべき機能 表4.2.4~6の市が実施している事前の土質調査、測量調査、地下埋設物調査の内容を電子データで提供していただくことは可能でしょうか。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
227	40	4	2	1	16)	ポンプ場として確保すべき機能 設計図書の配布の有無と時期をご教示をお願いします。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
228	41	4	2	2	2)	地震・津波及び浸水に対する安全性の確保 「山口県では中央防災会議の公表データを元に津波浸水想定図を作成(平成25年12月24日公表)しているため、これらを参照の上、津波及び浸水に対する安全性の確保を行うこと。」とありますが、宇部市高潮ハザードマップによると、計画地の浸水深さは5.0m以上の区域となっています。地盤面から高さ5m以内の外壁や開口部等は、その浸水深さに対応しなければならないとの理解でよろしいでしょうか。	宇部市高潮ハザードマップを基準とした高潮の浸水対策は不要です。
229	41	4	2	2	2)	地震・津波及び浸水に対する安全性の確保 宇部市ホームページにて公表されています、高潮の浸水対策は不要と考えてよいでしょうか。 http://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/bousai/map/hazard_takashio.html	宇部市高潮ハザードマップを基準とした高潮の浸水対策は不要です。
230	41	4	2	2	2)	地震・津波及び浸水に対する安全性の確保 津波に対する安全性の確保を行うことと記載されていますが、検討に必要な山口県の津波浸水想定についてのデータ(浸水想定標高、せき上げを考慮した浸水想定標高又は津波の流速)の提供をお願いします。	山口県の業務委託報告書データを申し出により貸出しします。
231	41	4	2	2	2)	地震・津波及び浸水に対する安全性の確保 津波及び浸水に対する安全性の確保を行うこと、とありますが、どのような対策・物を想定されているのでしょうか。	「下水道施設の耐震対策指針と解説」を基準として、ご提案下さい。
232	42	4	3	1	2)	一般事項 家屋調査及び井戸調査は本業務に含むと考えていいのでしょうか。また、その場合の範囲は、決められていますか。	家屋調査及び井戸調査は、本業務に含みます。また、範囲については、事業者の工事範囲、手法等により異なるため、事業者の提案によります。
233	42	4	3	1	5)	一般事項 「既設ポンプ場(栄川ポンプ場、鶯の島ポンプ場)は、供用していることから運転に支障が生じないような施工とすること。」とありますが、懸念される具体的な支障事項についてご教示ください。	玉川ポンプ場供用までの間は、既設ポンプ場の機能を損なうことのないように、施設への物理的な影響を与えないようにするだけでなく、運転管理動線の確保などを想定しています。
234	42	4	3	2		事前調査 事業者の実施した調査結果が、P40 4.2.1 16)と異なっていた場合は設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案内容とその調査結果により、設計変更対象となるか協議の上、決定したいと考えております。
235	47	4	3	3		管路施設 流量模式図に示されている流入量の数値の整合性が取れておりません。。御確認の上、正しい数値をご教示下さい。	事業計画(第17回変更)流量計算表の数値です。また、合理式における最長流達時間路線と枝線の流量は単純な和で示されるものではありません。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
236	43	4	3	3	2)	管路施設	図4.3.2の居能1号バイパス幹線 (No. 1) と栄川バイパス幹線の合計値が居能1号バイパス幹線 (No. 2) と整合しません。どの値が正と考えれば良いか、ご教授ください。	事業計画(第17回変更)流量計算表の数値です。また、合理式における最長流達時間路線と枝線の流量は単純な和で示されるものではありません。
237	43	4	3	3	2)	管路施設	模式図に示されている流入量の和が合いません。御確認ください。 {居能1号バイパス幹線 (No. 1) Q: 13.0362m ³ /s+栄川1号バイパス幹線Q: 8.3056m ³ /s=21.5568であるが、居能1号バイパス幹線 (No. 2) Q: 20.6611m ³ /sである。}	事業計画(第17回変更)流量計算表の数値です。また、合理式における最長流達時間路線と枝線の流量は単純な和で示されるものではありません。
238	43	4	3	3	2)	管路施設	図4.3.2流量模式図の居能1号バイパス幹線 (No. 2) Q=20.6611m ³ /sは、上流側流量より小さくなっておりま。間違いでないでしょうか。	事業計画(第17回変更)流量計算表の数値です。また、合理式における再延長路線と枝線の流量は単純な和で示されるものではありません。
239	43	4	3	3	6)	管路施設	汚水圧送管の流速は、管路施設の流速の適用外と考えてよろしいですか。	汚水圧送管の流速についても適用内として下さい。
240	43	4	3	3	10)	管路施設	対象地域の定義をお教え下さい。	既設ポンプ場の排水区域です。
241	43	4	3	3	10)	管路施設	「対象地域」とあります。具体的にどのような想定をされているかご教示頂けますでしょうか。	既設ポンプ場の排水区域です。
242	43	4	3	3	10)	管路施設	”対象地域の浸水リスク”について、どのように考えられているか、ご教授ください。	施設能力を減少させること等による浸水発生増加等を示します。
243	43	4	3	3	10)	管路施設	「対象地域の浸水リスク」とあります。具体的にどのような想定をされているかご教示頂けますでしょうか。	施設能力を減少させること等による浸水発生増加等を示します。
244	43	4	3	3	11)	管路施設	表中の計画管底高の高さ表記はT.P.でしょうか。	C.D.Lです。
245	43	4	3	3	11)	管路施設	市の面整備計画や将来流入計画について、どのように考えられているか、ご教授ください。	事業計画、過年度設計、下水道台帳(既設管渠)等により流入計画を考慮するものと考えております。
246	43	4	3	3	11)	管路施設	「将来流入計画」「市の面整備計画」とあります。どのように考えられているかご教示頂けますでしょうか。	事業計画、過年度設計、下水道台帳(既設管渠)等により流入計画を考慮するものと考えております。
247	43	4	3	3	11)	管路施設	市の面整備計画を開示願います。	事業計画、過年度設計、下水道台帳(既設管渠)等により流入計画を考慮するものと考えております。
248	43	4	3	3	11)	管路施設	将来流入計画No2,3,4,5の接続に必要となる人孔、落差工の設計・施工は、本事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	将来流入計画No2,4,5の接続に必要となる人孔、落差工の設計・施工は、本事業範囲外です。なお、No.3は本事業範囲です。
249	43	4	3	3	11)	管路施設	表4.3.2将来流入計画のNo.2~5に必要となる人孔、落差工の設置は、本事業には含まないと考えますが宜しいでしょうか。	将来流入計画No2,4,5の接続に必要となる人孔、落差工の設計・施工は、本事業範囲外です。なお、No.3は本事業範囲です。
250	44	4	3	3	14)	管路施設	「適切な防食、防護等の劣化対策を講ずること。」とありますが、想定される具体的な劣化対策についてご教示ください。	具体的な対策については事業者の提案事項とします。
251	44	4	3	3	22)	管路施設	「深夜作業に対して、周辺環境を考慮した作業計画、基地計画を行うこと。」とありますが、昼夜2交代での作業は可能でしょうか。また、排泥運搬等で深夜に公道を走行することは可能でしょうか。	要求水準書(案)3.3.2.12)に記載しているように、事業者の責において近隣対策を実施すれば、作業は可能と考えます。
252	45	4	3	3	33)	管路施設	「施工期間中、玉川踏切を含めた前後道路は全面通行止めの交通規制を行うことで、関係機関(JR、道路管理者)と事前に協議済み」とされる内容について、具体的にご教示ください。	記載内容以上の具体的事項はありません。
253	45	4	3	3	33)	管路施設	交通規制を行うことに関する関係機関との事前協議内容について教えていただけないでしょうか。	記載内容以上の具体的事項はありません。
254	45	4	3	3	34)	管路施設	「軌道下横断時の施工に関しては、軌道への影響が大きい事を考慮し、鉄道精通施工業者にて施工すること。」とありますが、施工業者として関与すれば事業者として参画する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。また、鉄道精通施工業者については、過去実績の指定等、資格要件は無いとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、JR西日本の許可条件のため、市では確認できません。
255	48	4	4	1	2)	一般事項	本施設の建設における本事業用地の造成及び外構工事の範囲に対して、分流式雨水ポンプ場用地は含まれないとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項			
256	48	4	4	1 2)	一般事項	「本施設の建設に際して、必要となる本事業用地の造成及び進入路の工事は事業者が実施する事。」とあります。これには、将来建設予定の分流式雨水ポンプ場用地は含まれないと考えますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
257	48	4	4	1 3)	一般事項	「将来的に隣接用地に分流式雨水ポンプ場を建設予定」とありますが、本事業との関わりについて図示するなど具体的にご教示ください。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
258	48	4	4	1 3)	一般事項	分流式雨水ポンプ場については、図書等の開示はあるのでしょうか。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
259	48	4	4	1 3)	一般事項	将来的に隣接用地に分流式雨水ポンプ場が建設予定となっており、これらを含めた施設計画の立案が求められています。分流式雨水ポンプ場の計画を開示願います。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
260	48	4	4	1 3)	一般事項	隣接用地の分流式雨水ポンプ場の設計状況についてご教授いただけますでしょうか。(都市計画決定、事業認可、基本設計の実施状況)	詳細設計を含む全てについて、完了しております。
261	48	4	4	1 3)	一般事項	将来建設予定の分流式雨水ポンプ場を含めた施設計画を立案するとありますが、設備規模や工程計画等、本工事との関わりを明示頂きたい。	将来の分流式雨水ポンプ場建設の際に、支障とならない施設計画を望むものです。
262	48	4	4	1 3)	一般事項	「将来建設予定の分流式雨水ポンプ場を含めた施設計画を立案」とあります。本事業との係わりをどのように想定されているかご教示下さい。	将来の分流式雨水ポンプ場建設の際に、支障とならない施設計画を望むものです。
263	48	4	4	1 5)	一般事項	「工事期間、時間や施工方法等について関連部局(山口県河川課、厚東川工業用水道事務所、市等)や周辺工場等と協議の上、実施すること。」とありますが、事業開始後の当該協議の結果発生した、事業者の責に帰さない増加費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	関連部局や周辺工場等との協議内容により、個別に協議の上、決定します。
264	48	4	4	2 2)	事前調査	追加調査の対象は玉川ポンプ場付近との解釈でよろしいでしょうか。各バイパス幹線区間の古洞調査を事業者の負担により実施することは困難と考えます。	既存土質調査資料により推定可能な一般的な調査費用については、事業費に含むものとします。
265	49	4	4	2 2)	事前調査	「既存の調査にて古洞が存在する可能性があるため、設計検討するための追加調査を事業者の負担により実施すること。」とありますが、既存の調査結果からは想定できない追加調査が事業開始後に必要となった場合、設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
266	49	4	4	2 2)	事前調査	「既存の調査にて古洞が存在する可能性があるため、設計検討するための追加調査を事業者の負担により実施すること。」とありますが、その費用を事業費に計上しようにも、どの程度まで見込めばよいのか見当がつかないことから、市の負担として頂きたく存じます。	既存土質調査資料により推定可能な一般的な調査費用については、事業費に含むものとします。
267	49	4	4	3 1)	用地整備	”都市計画法で示された13,300㎡”の境界について、ご教授ください。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
268	49	4	4	3 1)	用地整備	「建設予定地は都市計画法で示された13,300㎡の内、合流ポンプ場敷地面積5,900㎡を対象とする。」とあります。各々の境界についてご教示頂けますでしょうか。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
269	49	4	4	3 1)	用地整備	1)敷地面積約5,900㎡とありますが、具体的な範囲を図示願います。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
270	49	4	4	3 2)	用地整備	「設計段階で市と協議すること。」とありますが、事業開始後の当該協議の結果発生した、事業者の責に帰さない増加費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
271	49	4	4	3 4)	用地整備	将来建設予定の分流式雨水ポンプ場について、(過年度実施設計図面にて確認すること)の記載がありますが、実施設計が完了していることの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
272	49	4	4	3 4)	用地整備	分流式雨水ポンプ場位置は、過年度実施設計図面にて確認することとありますが、不整合が生じてはいけませんが、具体的に参照する図面や図面番号等を提示していただけないでしょうか。	一般図として開示いたします。
273	49	4	4	3	用地整備	本事業予定地は景観条例等に基づく制約を受ける場所でしょうか。	制約外となります。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
274	49	4	4	4	2)	土木構造物	「基礎形式については、自由とするが、液状化検討、支持地盤の地耐力及び前述の古洞も踏まえ、最適な形式を採用し、事業者の責任において施工すること。」とありますが、古洞への対応に係る費用は、事業費には見込まず、設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
275	49	4	4	4	2)	土木構造物	基礎形式について古洞も踏まえ、最適な形式を採用し、事業者の責任において施工することとなっていますが、4.2.1 10)で提案時には古洞対策を見込まないと記載されていることから、提案時は古洞も踏まえた最適な基礎形式の提案は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
276	49	4	4	4	6)	土木構造物	「必要面積の確保が困難」との記載であるが、除砂設備を設置した場合に基準値を満足できないことにより補助対象とならないことが考えられます。沈砂池設備は、市の単独費での対応も可能と考えてよろしいですか。	市単独費を用いることは想定しておりません。なお、過年度設計では、沈砂池設備を設置しない方で単独費とならないように検討しております。このため、事業者において単独費を用いないような提案をお願いいたします。
277	49	4	4	4	6)	土木構造物	「沈砂池については…(中略)…必要面積の確保が困難と想定されている。」とあります。この場合、水面積負荷の点から補助対象とならない可能性が有ります。その場合は本事業において、市単独費で実施すると考えて宜しいでしょうか。	市単独費を用いることは想定しておりません。なお、過年度設計では、沈砂池設備を設置しない方で単独費とならないように検討しております。このため、事業者において単独費を用いないような提案をお願いいたします。
278	50	4	4	4	13)	土木構造物	「図書によって記述に相違が生じている場合は、市と協議を行うこと。」とありますが、事業開始後の当該協議の結果発生した、事業者の責に帰さない増加費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
279	50	4	4	4	14)	土木構造物	想定外の浸水が発生した場合においても、ポンプ運転を停止させないよう防水区画等に配慮した設計・施工を行うことと記載されているが、どの程度の浸水を想定していますか。	想定外の浸水は、明確な浸水想定を行っておりません。あくまでも、浸水時においても、ポンプ運転機能が停止することがないような施設設計を行うことを求めています。
280	50	4	4	5	1)~6)	場内管路施設、流入渠及び放流渠	1)~6)で各管渠についての記載がありますが、各々の将来予定されております流入管の流量、及び流入方法をご教示ください。	流入量及び流入方法は、本項、または要求水準書(案)4.3.3をご参考下さい。
281	50	4	4	5	2)	場内管路施設、流入渠及び放流渠	放流渠は計画流量21.9325m ³ /sですが、将来流入の計画放流量33.7615m ³ /sを満足する管路施設とすることとなっています。吐口樋門の許可申請は将来流入量を考慮済みでしょうか。	将来流入も見込んでおります。
282	51	4	4	6	1)	吐口樋門	河川管理者の維持管理施設と維持管理項目を開示願います。	河川管理者の維持管理施設は樋門、ゲート施設で、市道端部と表小段です。維持管理項目は「河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル平成20年3月国土交通省総合政策局建設施工企画課河川局治水課」等により定められております。なお、詳細については、事業者選定後に河川管理者と協議し、確認願います。
283	51	4	4	6	3)	吐口樋門	参考資料として布設計画図や管の構造一般図を配布願います。	過年度実施設計図書「平成27年度 宇部市玉川ポンプ場実施設計業務委託」を参照してください。
284	51	4	4	6	7)	吐口樋門	「県工水管と仮設構造物との離隔距離」は、現状図で1.0m以上確保出来ていると考えてよろしいですか。離隔距離が1.0m以上確保出来ておらず、仮設構造物を移動させる場合は、再度河川協議が必要でしょうか。	県工水管と仮設構造物との離隔距離は、現状図で1.0m以上確保されています。
285	51	4	4	6	7)	吐口樋門	「県工水管…(中略)…離隔距離は1.0m以上確保する事。」とあります。現在の状況で仮設構造物との離隔距離は1.0m以上確保されていると考えて宜しいでしょうか。また、離隔距離が1.0m以上確保されていない場合に、仮設構造物を移動させる場合には必要な手続き等有るでしょうか。	県工水管と仮設構造物との離隔距離は、現状図で1.0m以上確保されています。
286	52	4	4	6	10)	吐口樋門	「県河川課との協議により、現況河床を対象に設計を行うこと。」とありますが、事業費を算定するにあたっては河床高を設定する必要があるため、想定されている河床高を提示頂きたく存じます。	過年度実施設計図書「平成27年度 宇部市玉川ポンプ場実施設計業務委託」の吐口工一般図の地形に、測量値は記載されています。
287	52	4	4	6	10)	吐口樋門	「県河川課との協議により、現況河床を対象に設計を行うこと。」とありますが、事業開始後の当該協議の結果発生した、事業者の責に帰さない増加費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
288	52	4	4	6	10)	吐口樋門	現況河床の最新資料を配布願います。	過年度実施設計図書「平成27年度 宇部市玉川ポンプ場実施設計業務委託」の吐口工一般図の地形に、測量値は記載されています。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
289	53	4	4	7	1)	場内整備	車道幅員は交付金対象範囲を考慮することとなっています。交付金対象範囲とは何でしょうか。	「下水道事業の手引き」をご参考下さい。
290	53	4	4	8	3)	仮設	「現場事務所に監督員事務室を設置し」とありますが、現場事務所建物内に含む構造でよろしいでしょうか。それとも別棟に設置する必要があるのでしょうか。	特に指定はありません。
291	53	4	4	8	3)	仮設	「現場事務所に監督員事務室を設置し」とありますが、必要床面積についてご教示ください。	特に指定はありません。
292	53	4	4	8	3)	仮設	現場事務所の監督員事務室の広さに指定はあるでしょうか。	特に指定はありません。
293	53	4	4	8	3)	仮設	監督員事務室の備品等の設置を要求されており、詳細は貴市との協議によることとなっていますが、市のお考えと大きな齟齬が発生させないために見積もり等が可能なように現状での想定台数や配置される監督員等の人数等をご提示ください。	監督員は、工事の進捗状況により異なります。3名程度が作業できるように考えて頂ければと思います。
294	53	4	4	8	3)	仮設	「詳細は市と協議の上、決定すること。」とありますが、事業開始後の当該協議の結果発生した、事業者の責に帰さない増加費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	必要以上の備品設置を市が求めない限り、事業者の負担と考えております。
295	54	4	5		① ～ ⑤	建築施設に関する要件	①から⑤まで施設の要件として記載されていますが、全て、要件というよりは施設整備方針に近い内容であるため、具体的に事業者がどのように整理すれば要件を満たせるのか、が不明確になっています。また、完成した施設が要件を満たしていない「要求水準未達」にあたるかあたらないかの判定も合理的に行われない可能性があります。つきましては、要件ではなく方針として頂きたいと存じます。	①から⑤までは、要件として事業者が遵守願います。また、要求水準の未達の可否は、①は法規を満足するか、②は騒音・振動に配慮されているか、③維持管理費の軽減に配慮されているか、④は経済的であるか、⑤は省エネルギー対策をしているか等の一定の評価が可能と考えております。
296	54	4	5		①	建築施設に関する要件	①建築基準法はじめ関連法規の遵守はもとより、これらを最低基準と考え、余力のある施設計画を心がけること、とあるが具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。	改築更新や延命化対策、運転管理性を考慮した維持管理動線などを含めた施設計画を想定しております。
297	54	4	5		①	建築施設に関する要件	余力のある施設計画とはどのようなものでしょうか。	将来的な設備の改築更新や維持管理動線、電気設備等の更新時の停電時間を考慮した配置計画（補助対象範囲内）等を想定しております。
298	54	4	5	2	①	建築計画基本方針	維持管理体制は、無人の昼間巡回管理、常駐管理のいずれかとする。とありますが、事業者にて判断するということでしょうか。二者では管理体制が大きく異なると考えます。	維持管理を含めての事業であるため、維持管理体制までを考慮した建築計画の提案となります。
299	54	4	5	2	①	建築計画基本方針	①で、本施設の維持管理体制は、無人に昼間巡回管理、常駐管理の何れかとするとあるが、必要な部屋等に影響があるので、維持管理体制を限定していただく必要があると思います。	維持管理を含めての事業であるため、維持管理体制までを考慮した建築計画の提案となります。
300	54	4	5	2	①	建築計画基本方針	「維持管理体制は、無人の昼間巡回管理、常駐管理のいずれかとする。」とありますが、貴市の財政負担見込み額の算定に当たり、常駐管理の管理費用を見込んでいると考えてよろしいでしょうか。	当該事項に係る本市財政見込内訳を提示することはありません。無人の昼間巡回管理、常駐管理のいずれかがご提案事項です。
301	54	4	5	2	①	建築計画基本方針	「無人の昼間巡回管理」、「常駐管理」のそれぞれにおいて、市が想定されている業務時間は、午前何時から午後何時まででしょうか。	市との連絡や打合せ等を考慮した勤務時間を事業者から提案願います。参考に、市の維持管理部門の昼間勤務は8:15～17:00となっています。
302	55	4	5	3	⑤	平面計画	「必要諸室は、プラント設備室の他に待機できる室として、仮眠室、便所、湯沸室を設置すること。」とありますが、本施設の運転・維持管理に必要な消耗品、備品類、図書類等の保管スペースはプラント設備室内に設けるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
303	55	4	5	3	⑤	平面計画	「必要諸室は、プラント設備室の他に待機できる室として、仮眠室、便所、湯沸室を設置すること。」とありますが、その他の必要諸室（本施設には関係しない資料等の保管室、会議室等）は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
304	55	4	5	3	⑥	平面計画	危険物取扱所の詳細（危険物の類、品名、最大数量）をご教示下さい。	事業者の提案内容によると考えます。
305	55	4	5	3		平面計画	上下足の履き替えが必要な室はありますか？（例：監視室は上足）	濡れた下足での立入が不適当な設備を設置する部屋及び見学者対応や日常の清掃等も考慮して提案願います。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
306	56	4	5	6	⑥	構造計画	「合流ポンプ棟は危険物取扱所となる」とありますが、危険物取扱所の詳細（危険物の類、品名、最大数量）をご教示下さい。	事業者の提案内容によると考えます。
307	57	4	5	9	2)	建築機械設備計画 ①設計基準イ	原動機室・ポンプ室の給排気量の算定において、機器発熱量・許容室内温度をご教示下さい。	具体的な機器発熱量はプラント設備仕様により決定します。許容室内温度は揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（河川ポンプ施設技術協会）を参照願います。
308	60	4	5	10	4)	建築電気設備計画	電話設備には、インターネット接続や、建物内のLANによる通信設備等も含まれるのでしょうか。	電話設備のみです。その他の指定はありません。
309	60	4	5	10	3)~6)	建築電気設備計画	照明・コンセント設備、電話設備、拡声設備、自動火災報知設備の設計基準に記載のある「湿気、腐食性ガス等の発生する場所」について、具体的な場所をご教示下さい。	具体的な場所については、部屋の配置計画により環境、雰囲気等で判断し計画して下さい。（例えば地下階、沈砂池設備関連等で湿気、腐食性ガスが発生する場所）
310	61	4	5	10	6)	建築電気設備計画 (4)設計基準イ	ポンプ室(危険物一般取扱所)の詳細（危険物の類、品名、最大数量）をご教示下さい。	事業者の提案内容によると考えます。
311	62	4	5	10	7)	建築電気設備計画	法的に必要な場合であっても、雷保護設備の設置は必要でしょうか。	建築基準法・消防法により設置の必要性を判断する以外に、建設場所の周囲の状況、地形、多雷状況、屋上の排気管を考慮して設計して下さい。
312	63	4	6	2	1)	汚水ポンプ設備	②で、時間最大水量をもとにポンプ容量の設定を行うことについて、汚水ポンプの容量は西部浄化センターへの送水量の雨天時の27,000m ³ /日(18.75m ³ /分)で設定する理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
313	63	4	6	2	1)	汚水ポンプ設備	”③浸水時においてもポンプ運転を可能”とありますが、建屋を浸水レベル以上とし、ポンプ室への浸水を防止するような対策を行った場合でも、ポンプ室浸水時の運転が出来るように考慮する必要があると考えてよろしいですか。	ポンプ場周辺がC. D. L+6.0mの浸水状況でも建屋内が冠水しない構造とし、周辺が浸水している状況であっても、内外水位の変動（0揚程の過負荷運転がある場合はそれを含む）に対して確実に運転できることを想定しています。
314	63	4	6	2	1)	汚水ポンプ設備	①「浸水時においても、ポンプの運転を可能とすること」とあります。具体的にどのような事を想定されているかご教示下さい。	ポンプ場周辺がC. D. L+6.0mの浸水状況でも建屋内が冠水しない構造とし、周辺が浸水している状況であっても、内外水位の変動（0揚程の過負荷運転がある場合はそれを含む）に対して確実に運転できることを想定しています。
315	63	4	6	2	1)	汚水ポンプ設備	ポンプ容量は時間最大汚水量をもとにとありますが、雨天時27,000m ³ /日ではないでしょうか。	全体の容量は27,000m ³ /日ですが、ポンプ編成を考える上での必要となる諸条件を明示しています。
316	63	4	6	2	1)	汚水ポンプ設備	「時間最大水量をもとにポンプ容量の設定を行うこと。」とありますが、雨天時送水量も設定条件と考えてよろしいでしょうか。	晴天時、雨天時とも要求水準として示しております。
317	63	4	6	2	3)	汚水ポンプ設備	①「ポンプの搬出入時を考慮した維持管理性を考慮すること。」とあります。具体的にどのような点を想定されているかご教示頂けますでしょうか。	ポンプの形式により、搬出入のしやすさ（維持管理性）が異なることを示しています。
318	64	4	6	3	1)	雨水ポンプ設備	雨水ポンプは流入水量22,2450m ³ /秒の合流雨水とありますが、表4.6.2では21,9325m ³ /秒となっています。雨水ポンプの容量は、21,9325m ³ /秒で設定する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
319	64	4	6	3	1)	雨水ポンプ設備	汚水ポンプ設備の前提条件として、浸水時においても、ポンプ運転を可能にするとありますが、想定される浸水の度合いをご教示願います。完全な浸水であれば、維持管理員の立入が不可能なため、運転操作が難しいと考えられます。	ポンプ場周辺がC. D. L+6.0mの浸水状況でも建屋内が冠水しない構造とし、周辺が浸水している状況であっても、内外水位の変動（0揚程の過負荷運転がある場合はそれを含む）に対して確実に運転できることを想定しています。
320	65	4	6	3	1)	雨水ポンプ設備	”④浸水時においてもポンプ運転を可能”とありますが、雨水ポンプはエンジン駆動を考慮しており、浸水時にエンジンを運転することは難しいと考えています。よって、建屋を浸水レベル以上とし、ポンプ室への浸水を防止するような対策とすることで、この条件を満足するか、ご教授ください。	ポンプ場周辺がC. D. L+6.0mの浸水状況でも建屋内が冠水しない構造とし、周辺が浸水している状況であっても、内外水位の変動（0揚程の過負荷運転がある場合はそれを含む）に対して確実に運転できることを想定しています。
321	65	4	6	3	1)	雨水ポンプ設備	「浸水時においても、ポンプの運転を可能とすること」とありますが、GLの設定が津波浸水を受けないレベルとして設定されていること、また雨水ポンプ室は防水区画であることから、外部からの建屋への浸水は無いものと考えますがよろしいですか。	ポンプ場周辺がC. D. L+6.0mの浸水状況でも建屋内が冠水しない構造とし、周辺が浸水している状況であっても、内外水位の変動（0揚程の過負荷運転がある場合はそれを含む）に対して確実に運転できることを想定しています。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
322	65	4	6	3	1)	雨水ポンプ設備	「浸水時においても、ポンプの運転を可能とすること」とありますが、浸水している状況で運転を継続するということですか。または浸水時には排水運転を停止し、浸水回復後に速やかに運転可能とすることですか。	ポンプ場周辺がC. D. L+6.0mの浸水状況でも建屋内が冠水しない構造とし、周辺が浸水している状況であっても、内外水位の変動（0揚程の過負荷運転がある場合はそれを含む）に対して確実に運転できることを想定しています。
323	65	4	6	3	1)	雨水ポンプ設備	④「浸水時においても、ポンプの運転を可能とすること」とあります。具体的にどのような事を想定されているかご教示下さい。	ポンプ場周辺がC. D. L+6.0mの浸水状況でも建屋内が冠水しない構造とし、周辺が浸水している状況であっても、内外水位の変動（0揚程の過負荷運転がある場合はそれを含む）に対して確実に運転できることを想定しています。
324	65	4	6	3	1)	雨水ポンプ設備	浸水時においてもありますが浸水時の水位をご教示お願い致します。	浸水時については、設計地盤高を想定しております。
325	65	4	6	3	1)	雨水ポンプ設備	既設ポンプ場の流入水量・運転実績資料の開示時期を教えてください。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
326	65	4	6	3	1)	雨水ポンプ設備	既設ポンプ場の流入水量・運転実績資料についていつ開示頂けますでしょうか。早めの開示をお願い致します。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
327	65	4	6	3	1)	雨水ポンプ設備	鶴の島ポンプ場、栄川ポンプ場の流入水量・運転実績資料の開示をお願い致します。また、開示時期もご教示下さい。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
328	65	4	6	3	2)	雨水ポンプ設備	ポンプ軸形式は、3)ポンプ形式において、キャビテーション防止を含めた検討を行うことのご理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
329	65	4	6	3	4)	雨水ポンプ設備	台数について、予備機の考慮はしないことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
330	65	4	6	3	4)	雨水ポンプ設備	電動機駆動ポンプ容量決定の際、降雨頻度を考慮することとありますが、具体的な考慮事項をご教示ください。（例：降雨頻度の〇%をカバーできる様に考慮する）	過去5年間の実績（表4.6.3）を参考に、事業者にて提案願います。
331	65	4	6	3	4)	雨水ポンプ設備	④「電動機駆動ポンプ容量決定の際、降雨頻度を考慮すること」とあります。具体的にどのような基準で考慮するかを御教示下さい。	過去5年間の実績（表4.6.3）を参考に、事業者にて提案願います。
332	66	4	6	3	10)	雨水ポンプ設備	タンク容量は、「下水道施設の耐震対策指針と解説」に依れば全台運転（連続）で1～2日程度運転が可能な容量、「下水道施設計画・設計指針と解説」に依れば12～24時間程度運転が可能な容量と言った記載がありますが、24時間や48時間を確保すると言った考えは御座いませんか。	雨水ポンプ用原動機分の容量について、燃料貯留量は運転時間12時間以上で提案願います。
333	66	4	6	3	10)	雨水ポンプ設備	燃料貯油量は、近年の最大降水量から求められる運転時間の1降雨分を考慮する、と考えてよろしいですか。	雨水ポンプ用原動機分の容量について、燃料貯留量は運転時間12時間以上で提案願います。
334	66	4	6	3	10)	雨水ポンプ設備	燃料貯油槽の貯留容量決定に際して、ポンプ用原動機の必要量を求めるために、運転時間または近年の最大降水量の分かる資料を提示願います。	運転時間については、要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。最大降水量については、気象庁のデータ等をお調べください。なお、雨水ポンプ用原動機分の容量について、燃料貯留量は運転時間12時間以上で提案願います。
335	66	4	6	3	10)	雨水ポンプ設備	燃料貯油槽、燃料小出槽の容量決定に関連し、ポンプ用原動機の必要規模を算出する必要があります。雨水ポンプの運転時間か過去10年間の最大降水量をご教示下さい。	運転時間については、要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。最大降水量については、気象庁のデータ等をお調べください。なお、雨水ポンプ用原動機分の容量について、燃料貯留量は運転時間12時間以上で提案願います。
336	66	4	6	3	10)	雨水ポンプ設備	「近年の最大降水量」とありますが、事業者で参照すべき具体的な年数がありましたらご教示ください。	1990年の208mm/日です。
337	66	4	6	4	1)	沈砂・スクリーンかす設備	沈砂・スクリーンかすのホッパ容量については、P66「雨水量は以下の値をもとに計算すること。」と記載されておる条件を使用し、P64の4.6.3の1)前提条件で提示されている合流雨水量は雨水ポンプ設備の諸元という理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
338	66	4	6	4	1)	沈砂・スクリーンかす設備	P37 4.2.1 5)では、既存施設の発生状況を勘案しとあり、本項では下水量1,000m ³ あたり0.05m ³ としとあります。沈砂池の規模や有無については、既設のポンプ場の実績値に基づく検討を行うことで問題ないでしょうか。	下水量1,000m ³ あたり0.05m ³ の沈砂発生量は、ホッパ容量を決定するための前提条件です。沈砂池の規模や有無については、要求水準書(案)4.4.4 6をご参照ください。

No	見出し符号				項目名	内容	回答	
	頁	章	節	項				
339	66	4	6	4	1)	沈砂・スクリーンかす設備	計画降雨総雨量：76.437mm/日とは何を示しているのかご教示ください。	気象庁のデータより、宇部観測所において、近年の最高降雨量50mm/hを記録した2009.7.21における総降雨量を示しています。
340	66	4	6	4	1)	沈砂・スクリーンかす設備	計画降雨総雨量76.437mm/日のハイトグラフがありましたらご提示ください。また、このハイトグラフは、浸水リスクの検討に適用可能でしょうか。	ハイトグラフは、事業者にて作成願います。また、浸水リスクの検討については実降雨としては利用可能と考えますが、計画降雨等も勘案して検討願います。
341	67	4	6	4	3)	沈砂・スクリーンかす設備	「硫化水素等による腐食を考慮したものとする」とありますが、日本下水道事業団の標準仕様書品では腐食することが想定されます。日本下水道事業団標準品以外のものを選定する必要があると考えて宜しいでしょうか。	腐食を考慮する際に、市ではSS製で短期間に腐食・修繕等が生じた事案があることを踏まえ、納入実績多数のSUS製や樹脂製の選定も考慮してください。
342	67	4	6	4	5)	沈砂・スクリーンかす設備	「大量の土砂の流入」との記載がありますが、土砂の流入量は、P.66 1) 前提条件で算出される沈砂発生量と考えて、よろしいですか。	沈砂池設備の容量計算で、沈砂発生量は前提条件に従い発生量を算定願います。なお、堆積した土砂が流入する可能性のあることを勘案願います。
343	67	4	6	4	5)	沈砂・スクリーンかす設備	「大量な土砂が流入するおそれがあることを考慮の上、除砂設備の形式を決定すること。」とありますが、大量な土砂の想定流入量をご教示ください。	沈砂池設備の容量計算で、沈砂発生量は前提条件に従い発生量を算定願います。なお、堆積した土砂が流入する可能性があることを勘案願います。
344	67	4	6	4	5)	沈砂・スクリーンかす設備	大量の土砂とありますがこれまでにどの程度の量がポンプ場に流入したのでしょうか。	上記No.342, 343の回答を踏まえ、文章を修正します。
345	68	4	6	5	1)	付帯設備	②原臭濃度について、既設ポンプ場の測定値を参考に提示いただくことは可能ですか。	既設ポンプ場の測定データはありません。
346	70	4	6	6	1)	その他	「② その他一般事項は・・・とするが、仕様の変更について提案する場合には、市の承諾を得ること。」とありますが、技術提案書での提案も対象でしょうか。その場合の貴市の承諾を得る時期についてご教示ください。	技術提案書の提出時には、仕様の変更していることが分かるように提案書をまとめて下さい。また、実際上の市の承諾については、詳細設計時において比較検討書として確認し、最終的には機器製作承諾願いを提出願います。
347	70	4	6	6	1)	その他	床排水ポンプの排水先は汚水沈砂池とありますが、他の排水先を提案してもよろしいでしょうか。	汚水沈砂池前段であれば提案可能です。
348	71	4	7	2	1)	システム構成	システムによる24時間監視について、遠隔での監視場所は西部浄化センターのみでしょうか。	遠方監視装置については、事業者側で監視が可能な場所を考えております。なお、西部浄化センターの包括的民間委託の受託を前提とする場合は、西部浄化センターでの監視を可とします。
349	71	4	7	2	1)	システム構成	既存のクラウド型監視システムで監視するにあたって、監視レベル（監視信号項目）はどの程度必要でしょうか。また、システム構成図を提示頂くことは可能でしょうか。	既存のクラウド型監視システムからの監視については、この端末の盤内取付スペースと取り合い信号等の端子台を用意するまでに変更します。また、信号項目は主要機器の運転状態表示、水位、流量などの計測表示、電力関係の情報、自火報等を想定しており、詳細は協議で決定します。
350	71	4	7	2	1)	システム構成	玉川ポンプ場のクラウド型監視システムで、必要な信号項目、点数、プラント画面枚数、帳票枚数等の目安をお示し頂けますようお願いいたします。	既存のクラウド型監視システムからの監視については、この端末の盤内取付スペースと取り合い信号等の端子台を用意するまでに変更します。また、信号項目は主要機器の運転状態表示、水位、流量などの計測表示、電力関係の情報、自火報等を想定しており、詳細は協議で決定します。
351	71	4	7	2	1)	システム構成	「既存のクラウド型監視システム（小松電機産業㈱製）からも監視出来るようにすること」とありますが、これらの通信に係る費用は本事業範囲内でしょうか。	既存のクラウド型監視システムからの監視については、この端末の盤内取付スペースと取り合い信号等の端子台を用意するまでに変更します。
352	71	4	7	2	1)	システム構成	玉川ポンプ場は西部浄化センターの主力ポンプ場となるため、どこからでもリアルタイム（1分周期程度）で監視できることが望ましいと考えますが、既設とは別のクラウド型監視システムとしても良いでしょうか。	既存のクラウド型監視システムからの監視については、この端末の盤内取付スペースと取り合い信号等の端子台を用意するまでに変更します。なお、西部浄化センターの包括的民間委託の受託を前提とする場合は、西部浄化センターでの監視を可とします。
353	71	4	7	2	1)	システム構成	玉川ポンプ場を既存のクラウド型監視システムから監視できるようにする場合、クラウドサーバ（データセンター）が核となるクラウド型監視システムは、事業者側では通信端末の機種選定から品質保証、障害対応を行うことができません。責任分界点を明確にし、障害時の迅速な対応の為に、通信端末から上位側は貴局所掌範囲とし、通信端末をご支給としていただけますようお願いいたします。	既存のクラウド型監視システムからの監視については、この端末の盤内取付スペースと取り合い信号等の端子台を用意するまでに変更します。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
354	71	4	7	2	1)	システム構成	玉川ポンプ場を既存のクラウド型監視システムから監視できるように、事業者の所掌範囲でシステムを納入した場合には、当該システムの品質は既設クラウドサーバ(データセンター)に大きく依存するため、当該システムの品質保証は事業者の責任範囲外と考えて良いでしょうか。	既存のクラウド型監視システムからの監視については、この端末の盤内取付スペースと取り合い信号等の端子台を用意するまでに変更します。
355	71	4	7	2	1)	システム構成	玉川ポンプ場を既存のクラウド型監視システムから監視できるように、事業者の所掌範囲でシステムを納入した場合には、クラウドサーバ(データセンター)が核となる本システムでは事業者側で対応が出来ないため、障害発生時の対応は貴局側の所掌であると理解して良いでしょうか。	既存のクラウド型監視システムからの監視については、この端末の盤内取付スペースと取り合い信号等の端子台を用意するまでに変更します。
356	71	4	7	2	1)	システム構成	玉川ポンプ場のクラウド型監視システムで発生する通信料(サービス料含む)及び端末に要する維持費は事業者負担ではないと理解して良いでしょうか。	既存のクラウド型監視システムからの監視については、この端末の盤内取付スペースと取り合い信号等の端子台を用意するまでに変更します。
357	71	4	7	2	1)	システム構成	玉川ポンプ場のクラウド型監視システムに必要な通信料(サービス料含む)及び端末に要する維持費が事業者側負担の場合、現在の契約の詳細、料金体系及びそれに含まれるサービス内容などをお示し頂けます様お願いします。	既存のクラウド型監視システムからの監視については、この端末の盤内取付スペースと取り合い信号等の端子台を用意するまでに変更します。
358	71	4	7	2	1)	システム構成	既存のクラウド型監視システムへ本事業の監視機能を追加することで生ずる通信回線容量への影響やクラウドサーバ異常時の責任所掌など、貴市・事業者・クラウドサービス業者間のリスク分担を明確にできないことから、クラウド監視の通信管理や回線サービス費の負担は、貴市で対応いただけないでしょうか。	既存のクラウド型監視システムからの監視については、この端末の盤内取付スペースと取り合い信号等の端子台を用意するまでに変更します。
359	71	4	7	2	1)	システム構成	「既存のクラウド型監視システム(小松電機産業(株)製)からも監視出来るようにすること」とありますが、既存システムへの機能追加は既設メーカーでしか対応できないため、別途工事としていただけないでしょうか。また、本事業の範囲とする場合は、今回追加する監視項目や内容を統一した条件として提示いただくなど、提案者間の公平性確保に配慮いただけないでしょうか。	既存のクラウド型監視システムからの監視については、この端末の盤内取付スペースと取り合い信号等の端子台を用意するまでに変更します。また、信号項目は主要機器の運転状態表示、水位、流量などの計測表示、電力関係の情報、自火報等を想定しており、詳細は協議で決定します。
360	71	4	7	2	1)	システム構成	遠隔監視設備は別途工事とし、遠隔監視設備との取り合いが可能なようにシステム構築をすることでよろしいでしょうか。	事業者の管理体制による遠方監視システムは本事業の対象とします。
361	71	4	7	2	6)	システム構成	上位監視制御設備とは、本ポンプ場の中央監視設備を示し、現場にて運転操作が可能とは、現場盤での手動運転操作が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
362	71	4	7	3	1)	受変電設備	電力会社から受電するにあたって工事負担金が発生した場合は、市、事業者のどちらの負担になるのでしょうか。	電力引込において1回線架空引込の場合は工事負担金は発生しないと考えます。ただし引込方法を地中引込、又は2回線を計画した場合等、負担金の発生する場合があるため、事業者の負担と考えます。
363	72	4	7	4	1)	自家発電設備	「本ポンプ場としての最低限の機能維持」とありますが、最低限機能維持する必要のある項目を具体的にご教示下さい。	ポンプ場の最低限の機能維持における必要な項目は、提案内容により異なるため、事業者が検討の上、提案願います。
364	73	4	7	8	3)	中央監視設備	運転管理に必要なデータの管理・記録は、本ポンプ場の監視制御装置で行い、遠方監視を行う場所(西部浄化センター)では、そのデータを参照・ダウンロードすることでよろしいでしょうか。	運転管理データの管理・記録についてはご理解のとおりです。なお、西部浄化センターの包括的民間委託の受託を前提とする場合は、西部浄化センターでの監視を可とします。また、データについては提出して頂くようお願いいたします。
365	73	4	7	8	5)	中央監視設備	ITVカメラの常時監視とは、無人巡回管理や夜間待機体制時でも考慮して、ポンプ場以外の事業者管理所などでの画像監視を考慮する必要がありますか。また、西部浄化センターへの通信による画像監視は必要でしょうか。	前述については、要求水準書(案)4.2.1.12)により必要な場合があります。後述の西部浄化センターへの通信による画像監視は考えておりませんが、西部浄化センターの包括的民間委託の受託を前提とする場合は、西部浄化センターでの監視を可としますので、事業者の提案内容によりします。
366	73	4	7	8	6)	中央監視設備	遠方監視について、2.7.2)にある既存のクラウド型監視システムと別に西部浄化センターとの遠方監視システムを構築するのでしょうか。また、その場合、そのシステム構築も本事業の対象となるのでしょうか。	既存のクラウド型監視システムからの監視については、この端末の盤内取付スペースと取り合い信号等の端子台を用意するまでに変更します。事業者の管理体制による遠方監視システムは本事業の対象とし、これらの設置場所は事業者側で監視が可能な場所を考えております。なお、西部浄化センターの包括的民間委託の受託を前提とする場合は、西部浄化センターでの監視を可とします。
367	73	4	7	8	6)	中央監視設備	西部浄化センターでの遠方監視を行う場合、通信に係る費用は本事業範囲内でしょうか。	西部浄化センターの包括的民間委託の受託を前提とする場合は、西部浄化センターでの監視を可とし、この通信費用は事業者負担とします。

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項 目			
368	73	4	7	8 6)	中央監視設備	西部浄化センターでの遠隔監視について、本事業では遠隔監視可能なシステムを考慮することとし、監視装置の設置や通信回線契約などは範囲外と考えてよろしいでしょうか。	西部浄化センターの包括的民間委託の受託を前提とする場合は、西部浄化センターでの監視を可とし、この監視装置の設置や通信回線契約等は事業者負担とします。
369	73	4	7	8 6)	中央監視設備	遠隔監視設備は別途工事とし、遠隔監視設備との取り合いが可能なようにシステム構築をすることでよろしいでしょうか。	事業者の管理体制による遠方監視システムは本事業の対象とします。なお、西部浄化センターの包括的民間委託の受託を前提とする場合は、西部浄化センターでの監視を可としますので、事業者の提案内容によります。
370	73	4	7	9 1)	ゲート（吐口）電気設備	「受電方法において、近傍の西部浄化センター電気室配電盤から電源供給を行う方法も提案できる。その場合は、市との協議を行い取合いの調整が必要となる。」とありますが、事業開始後の当該協議の結果発生した、事業者の責に帰さない増加費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	西部の配電盤は別途工事予定であり、過年度実施設計の容量の予備MCBを見込んで発注する予定です。この容量以上が必要であれば、別途協議願います。よって、市の責に帰す増加費用は発生しないものと考えます。
371	73	4	7	9 1)	ゲート（吐口）電気設備	停電対策として、非常用電源を考慮した計画とすることとあるが、西部浄化センターから電源供給できる方法した場合、自家発負荷対象になるのでしょうか。	ご質問のとおり、自家発負荷対象となります。
372	73	4	7	9 1)	ゲート（吐口）電気設備	”西部浄化センター電気室配電盤から電源供給を行う方法”を採用する場合、西部浄化センターの配電盤の改造が必要となると想定されますが、改造工事は市、事業者のどちらの施工になるでしょうか。また、西部浄化センターの全体単線結線図を提示頂くことは可能でしょうか。	西部浄化センターの配電盤は別途工事予定であり、過年度実施設計の容量の予備MCBを見込んで発注する予定です。この容量以上が必要であれば、別途協議願います。
373	73	4	7	9 1)	ゲート（吐口）電気設備	「西部浄化センター電気室配電盤から電源供給を行う方法も提案できる。」とあります。この提案を実施した場合、西部浄化センター電気設備の改造が必要となります。これは市にて別工事として発注されると考えて宜しいでしょうか。また、関連する西部浄化センター電気設備の資料の提示をお願い致します。	西部浄化センターの配電盤は別途工事予定であり、過年度実施設計の容量の予備MCBを見込んで発注する予定です。この容量以上が必要であれば、別途協議願います。
374	73	4	7	9 1)	ゲート（吐口）電気設備	電源は非常用電源による停電対策が行われているのでしょうか。また、対策されている場合は非常用電源にゲートの電源容量は見込まれているのでしょうか。	西部浄化センターの非常用発電機は別途工事予定であり、過年度実施設計の容量を見込んで発注する予定です。ゲートの電源容量は西部浄化センター全体からすると非常に小さいため、数kwの増は影響ないと考えていますが、それ以上となるのであれば、別途協議願います。
375	73	4	7	9 1)	ゲート（吐口）電気設備	西部浄化センター電気室配電盤からの電源供給を提案する場合、以下についてご教示いただくか、検討に必要な既設図書の開示をお願いします。 ・供給可能な商用および自家発電容量。 ・配電盤の未使用配電フィーダの状況、又はフィーダ追加改造の可否。 ・配電盤改造や使用に伴う、既設浄化センター監視設備の改造要否。	西部浄化センターの非常用発電機は別途工事予定であり、過年度実施設計の容量を見込んで発注する予定です。ゲートの電源容量は西部浄化センター全体からすると非常に小さいため、数kwの増は影響ないと考えていますが、それ以上となるのであれば、別途協議願います。
376	73	4	7	9 3)	ゲート（吐口）電気設備	河川水位の監視用水位計の設置場所について制約はありますか	樋門躯体に取り付けを計画してください。ゲート全閉状態でも河川水位の計測が可能である事が必要です。
377	73	4	7	9 6)	ゲート（吐口）電気設備	西部浄化センター内の配線配管工事は、市、事業者のどちらの施工になるでしょうか。	事業者の施工となります。
378	74	4	8	1 1)	試運転、性能試験及び立会検査（現場）	② 雨水ポンプ設備の試運転は、動力源をポンプから切り離して行うこととは、試運転では、無負荷の原動機の単独運転試験を行う事とですか。実負荷の試運転については、性能試験時に使用する処理水が準備できた時に、性能試験前に実施できると考えてよいですか。	無負荷運転は電気設備との組合せ試験を想定しており、実負荷運転は処理水の運搬が現実的に困難と想定したためです。なお、事業者側で処理水を運搬して実負荷を行う事を制限するものではありません。
379	74	4	8	1 1)	試運転、性能試験及び立会検査（現場）	②「雨水ポンプ設備の試運転は、動力源をポンプから切り離して行うこと。」とあります。これは、無負荷の原動機の単独運転試験を行う事と考えてよろしいでしょうか。また、実負荷の試運転については、性能試験時に使用する処理水が準備できた時に、性能試験前に実施できると考えてよいですか。	無負荷運転は電気設備との組合せ試験を想定しており、実負荷運転は処理水の運搬が現実的に困難と想定したためです。なお、事業者側で処理水を運搬して実負荷を行う事を制限するものではありません。
380	74	4	8	1 1)	試運転、性能試験及び立会検査（現場）	実負荷の試運転については、性能試験時に使用する処理水が準備できた時に、性能試験前に実施できると考えてよいですか。	雨水及び汚水ポンプに対する実負荷の試運転は、引取り後、最初の実流入によるポンプ運転時に立会頂き、運転の確認やデータ採取をお願いします。
381	75	4	8	1 2)	試運転、性能試験及び立会検査（現場）	「② 性能試験期間中の運転に必要な汚水、処理水は、性能試験に必要な範囲において事業者の負担で確保すること。」とありますが、事業者にて確保することは合理性に欠けることから、市の負担として頂きたい存じます。	汚水や処理水を使用する提案があった場合を想定しており、雨水及び汚水ポンプに対する性能試験は工場検査での確認でも可とします。

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項			
382	75	4	8	1	2)	試運転、性能試験及び立会検査（現場） ②性能試験期間中の運転に必要な汚水、処理水は事業者の負担で確保すること。とありますが、事業者側での確保は困難と考えます。発注者殿にて確保ください。	汚水や処理水を使用する提案があった場合を想定しており、雨水及び汚水ポンプに対する性能試験は工場検査での確認でも可とします。
383	75	4	8	1	2)	試運転、性能試験及び立会検査（現場） ②「性能試験期間中の運転に必要な汚水、処理水は事業者の負担」とあります。膨大な量となることが想定され、事業者で対応するのは不可能と考えます。運転に必要な汚水、処理水は貴市にてご準備をお願いします。	汚水や処理水を使用する提案があった場合を想定しており、雨水及び汚水ポンプに対する性能試験は工場検査での確認でも可とします。
384	75	4	8	1	2)	試運転、性能試験及び立会検査（現場） ポンプ単体の性能は、工場性能試験にて確認するものと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
385	76	4	9	1	1)	一般事項 撤去についての実施設計は財産処分等の手続きも含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、売却処分は市にて実施し、売払処分による収入は市の収入となります。
386	76	4	9	1	2)	一般事項 撤去工事には、地下埋設物（杭等）も含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
387	76	4	9	1	2)	一般事項 西部浄化センター監視室に設置されているポンプ場監視装置の撤去も本事業範囲内でしょうか。	ご理解のとおりです。
388	76	4	9	1	2)	一般事項 既設ポンプ場全体の撤去とは、既設ポンプ場用地を更地にするということでしょうか。	ご理解のとおりです。
389	76	4	9	2	1)	事前調査 事前調査により土壌汚染が判明した場合は設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
390	76	4	9	2	1)	事前調査 土壌調査は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	掘削土等の搬出を行う場合には、土壌分析を行うことが必要と考えております。
391	76	4	9	2	2)	事前調査 「これらの当該資料は、参考資料として取り扱うこと。」とありますが、設計変更の根拠資料であるとの理解でよろしいでしょうか。	参考資料と著しい相違が発生した場合には、協議の上、設計変更の対象とする場合もあります。
392	76	4	9	3	1)	既設ポンプ場撤去 「施工において数量増減等が生じた場合は、市と協議すること」とありますが、事業開始後の当該協議の結果発生した、事業者の責に帰さない増加費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。数量の増減等は変更対象です。
393	76	4	9	3	1)	既設ポンプ場撤去 既設ポンプ場図面、概算数量等の資料については開示すると記述されていますが、その中に当初の構造計算（基礎の計算も含む）、設置機器の重量等の資料も含まれていますか。	構造計算書はありません。なお、設置機器の概算重量は示しております。
394	76	4	9	3	1)	既設ポンプ場撤去 既設ポンプ場図面、概算数量の開示時期、方法についてお教え下さい。	要求水準書(案)の公表後、申し出により貸出ししております。
395	76	4	9	3	3)	既設ポンプ場撤去 「施設撤去後の地盤レベルは、市と協議し、承諾を得ること。」とありますが、事業費を算定するにあたっては宅盤高さを設定する必要があるため、想定されている宅盤高さを提示頂きたく存じます。	事業費算定上は、現況宅盤高さにて検討願います。
396	76	4	9	3	3)	既設ポンプ場撤去 「施設撤去後の地盤レベルは、市と協議し、承諾を得ること。」とありますが、事業開始後の当該協議の結果発生した、事業者の責に帰さない増加費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
397	76	4	9	3	3)	既設ポンプ場撤去 地盤レベルの設定は、設計数量への影響が大きいため、現況GLでの設定とし、市との協議で変更があった場合は、増減を認めて頂けるとの解釈でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
398	76	4	9	3	3)	既設ポンプ場撤去 現状考慮されている施設撤去後の地盤レベルをご教示ください。	事業費算定上は、現況宅盤高さにて検討願います。
399	76	4	9	3	3)	既設ポンプ場撤去 想定されている施設撤去後の地盤レベルにつきご教示ください。	事業費算定上は、現況宅盤高さにて検討願います。
400	77	4	9	3	4)	既設ポンプ場撤去 「栄川ポンプ場はJR軌道に近接していることから、本施設の撤去設計・工事において、軌道への影響に配慮し、安全に運行できるように計画すること。」とありますが、JRとの事前協議は実施済みでしょうか。協議済みとされる内容について、具体的にご教示ください。	既設ポンプ場撤去に係るJRとの協議は行っておりません。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
401	77	4	9	3	4)	既設ポンプ場撤去	「栄川ポンプ場はJR軌道に近接していることから、本施設の撤去設計・工事において、軌道への影響に配慮し、安全に運行できるように計画すること。」とありますが、事業開始後のJRとの協議の結果発生した、事業者の責に帰さない増加費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	JRとの協議内容により、個別に協議の上、決定します。ただし、軌道への影響に配慮し、安全に運行できるように事業者側で計画するため、事業者の責に帰さない増加費用は発生し得ないものと考えております。
402	77	4	9	3	4)	既設ポンプ場撤去	関係機関との協議は貴市が実施するとありますが、協議の結果で提案内容と異なる結果となった場合に費用の増額等が発生した場合には貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	JRとの協議内容により、個別に協議の上、決定します。ただし、軌道への影響に配慮し、安全に運行できるように事業者側で計画するため、事業者の責に帰さない増加費用は発生し得ないものと考えております。
403	77	4	9	3	8)	既設ポンプ場撤去	「栄川運河吐口部のフラップゲートは、河川管理者より撤去することを条件とされている。」とありますが、撤去後の復旧計画などを具体的にご教示ください。	吐口近傍の放流渠内をコンクリート充填の上、フラップゲート、戸当りコンクリートの撤去を行うこととなっております。
404	77	4	9	3	8)	既設ポンプ場撤去	栄川運河吐口部のフラップゲート撤去後について、仕舞方法に条件がある場合はご教授ください。	吐口近傍の放流渠内をコンクリート充填の上、フラップゲート、戸当りコンクリートの撤去を行うこととなっております。
405	77	4	9	3	8)	既設ポンプ場撤去	「モルタル等の充填処置の上、存置」とありますが、国道等の協議結果撤去が必要な場合は、変更対象となるのでしょうか？	ご理解のとおりです。
406	77	4	9	3	11)	既設ポンプ場撤去	「アスベスト含有建材については、関係法令に基づき適正に撤去等を行い、処分すること。」とありますが、開示資料には「アスベストは無い」と記載されています。アスベストについては設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	建材に関しては開示資料のとおりですが、機器廻りの資材については不明な状況です。よって、アスベストについては設計変更対象となります。
407	77	4	9	3	16)	既設ポンプ場撤去	ダイオキシン等、特別管理廃棄物の基準に従って処理すべきものに関する想定数量をご教示ください。	事業費算定上は、想定数量なしでご検討願います。
408	79	4	9	4	3)	仮設物	ダイオキシン類に汚染されている設備の汚染物除去作業及び解体作業を行う場合は、と記載がありますが、汚染されている設備とは何を指すのでしょうか、また汚染濃度をご教示ください。	事前の汚染土調査及び汚染土が発生した場合の処理に関して記述する項目です。特に汚染濃度は指定しません。
409	80	4	9	5		汚染水の浄化処理	「放流箇所は市と協議により決定すること。」とありますが、事業開始後の当該協議の結果発生した、事業者の責に帰さない増加費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
410	81	4	9	7	1)	近隣住民対応等	「(2) 工事に近隣住民等から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意を持って対応すること。」とありますが、それ以外に関する近隣住民等から説明の要求又は苦情が事業者にあった場合は、市へ取り次ぎ、市が対応するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
411	81	4	9	7	1)	近隣住民対応等	実施方針に示されている通り、近隣住民対応は基本的に貴市のリスク所掌であり、その中で特に事業者の設計・施工・維持管理に係るものは事業者のリスク負担となると示されています。そのため、住民からの苦情等に対して帰責が不明な時点となる一次対応は基本的に貴市の所掌であると考えます。リスク分担の見直しをお願い致します。さらに、事業者に住民から直接苦情等が寄せられた場合にも、帰責が不明な時点では事業者は貴市への速やかかつ丁寧な取り次ぎをし、貴市と対応を協議することを望みます。	住民からの苦情等の対応については、個別に協議の上、決定します。なお、基本的には、住民からの苦情等に対して、帰責が不明な時点となる一次対応は基本的に市の所掌で対応し、事業者に帰責があると判断した場合には、事業者にて対応して頂きます。なお、事業者へ直接苦情が寄せられた場合は、まず誠意を持って速やかに対応することを念頭に置き、その後速やかに市に報告・協議することを求めます。
412	81	4	9	7	1)	近隣住民対応等	実施方針に示されている通り、近隣住民対応は基本的に貴市のリスク所掌であり、その中で特に事業者の設計・施工・維持管理に係るものは事業者のリスク負担となると示されています。そのため、住民からの苦情等に対して帰責が不明な時点となる一次対応は基本的に貴市の所掌であり、本項(2)に示された対応は貴市の一次対応後の協議で帰責が事業者にあると判断された場合の後の対応であると理解しておりますが、宜しいでしょうか。また、事業者に住民から直接苦情等が寄せられた場合にも、帰責が不明な時点では事業者は貴市への速やかかつ丁寧な取り次ぎをし、貴市と対応を協議することが、本項の要求事項であるとの理解で宜しいでしょうか。	住民からの苦情等の対応については、個別に協議の上、決定します。なお、基本的には、住民からの苦情等に対して、帰責が不明な時点となる一次対応は基本的に市の所掌で対応し、事業者に帰責があると判断した場合には、事業者にて対応して頂きます。なお、事業者へ直接苦情が寄せられた場合は、まず誠意を持って速やかに対応することを念頭に置き、その後速やかに市に報告・協議することを求めます。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
413	81	4	9	7	1)	近隣住民対応等	近隣住民等の折衝とは、どのような内容をお考えですか。通常発注者殿で行なうものと考えますが、本工事に事業者が行なう理由をご教示ください。	本事業についてはDB0方式のため、施工方法及び工程についても事業者の提案となっております。よって、事業説明等は市で行いますが、施工に関しての近隣住民への説明、工程調整等については、事業者にて行うこととし、市はサポートする形を考慮しております。
414	81	4	9	7	1)	近隣住民対応等	公共工事での住民協議については、通例、発注者側で実施頂き事業者はサポートする形となっております。今回事業者が行なう事情をお示し下さい。	本事業についてはDB0方式のため、施工方法及び工程についても事業者の提案となっております。よって、事業説明等は市で行いますが、施工に関しての近隣住民への説明、工程調整等については、事業者にて行うこととし、市はサポートする形を考慮しております。
415	81	4	9	8	1)	ばく露防止対策	安全衛生管理体制の確立にあたり、本工事の期間中に同一敷地内、または隣接地で予定される関連工事があればご教示ください。	現時点で関連工事の予定はありません。
416	82	4	9	8	2)	ばく露防止対策	「焼却炉本体付着物及び堆積物、煙突付着物、冷却水配管付着物等の必要箇所及び周辺土壌調査も合わせて実施」とありますが、焼却炉は「鶴の島ポンプ場」「栄川ポンプ場」の両方に設置されているのでしょうか。	誤記です。No.408の回答の趣旨に沿って、文章を修正します。
417	84	4	9	9	3)	アスベスト除去対策	”上記b)”とは、何を示すのか、ご教授ください。	誤記です。「上記2)」に修正します。
418	84	4	9	9	3)	アスベスト除去対策	「上記b)」とありますが、「上記2)」との理解でよろしいでしょうか。	誤記です。「上記2)」に修正します。
419	85	4	9	10	1)	廃棄物の保管処理、処分	(5)PCB含有する機器について、撤去計画の検討にあたり、対象となる機器類のリストを提示いただけないでしょうか。	市の調査では、PCB含有する機器の存在は確認されておりませんので、ご提案にあたってはこれを前提として下さい。ただし、事前調査で対象機器が在る場合の処理に関しては、設計変更対象とします。
420	85	4	9	10	1)	廃棄物の保管処理、処分	(5)PCB含有する該当機器についてリストがあればご教示お願い致します。	市の調査では、PCB含有する機器の存在は確認されておりませんので、ご提案にあたってはこれを前提として下さい。ただし、事前調査で対象機器が在る場合の処理に関しては、設計変更対象とします。
421	88	4	10	1	1) ~ 3)	一般事項	維持管理業務を実施する上で様々なリスクが発注者、受注者双方に潜在すると思われませんが、各リスクの分担を示す内容の記載がございません。リスクに関する費用負担並びに責任分担についてご教示願います。	実施方針(修正版)に示すリスク分担をご参考願います。
422	88	4	10	2	3)	業務管理	現行のサービス水準を維持する、とありますが現行のサービス水準をご教示ください。	計画下水量を速やかに排水させることです。
423	88	4	10	2	3)	業務管理	「現行のサービス水準」とは、具体的にどのような事かご教示ください。	計画下水量を速やかに排水させることです。
424	89	4	10	3	1)	業務実施体制	「業務委託の現場代理人」「業務委託全体を総括する管理能力」とありますが、「業務委託」とは維持管理業務全体を指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。
425	89	4	10	3	1)	業務実施体制	総括責任者は常駐を求められてはいないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
426	89	4	10	3	1)	業務実施体制	総括責任者は維持管理企業と直接的な雇用関係にある専任の者との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
427	89	4	10	3	1)	業務実施体制	「(3)直接的な雇用関係にある専任の者」とありますが、直接的な雇用関係は「維持管理企業」との関係を示すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
428	89	4	10	3	1)	業務実施体制	総括責任者の要件として「(3)直接的な雇用関係にある専任のもの」と記載がありますが、「直接的な雇用関係」とはSPCに出資する維持管理企業と直接的な雇用関係があることが必要なのでしょうか。それとも、運転管理を実質的に協力企業や再委託先が担う場合においては、それらの企業と直接的な雇用関係があればよろしいのでしょうか。また、「専任」とは、現場に常駐との意味合いでしょうか。	直接的な雇用関係とは、SPCに出資する維持管理企業と直接の雇用関係があることが必要です。なお、専任とは、常駐を指定するものではありません。
429	89	4	10	3	1)	業務実施体制	総括責任者の配置期間は運転監視を行う期間のみと考えて宜しいでしょうか。	維持管理期間のみです。
430	89	4	10	3	1)	業務実施体制	総括責任者について、配置期間中変更しても宜しいでしょうか。	維持管理期間が長期にわたることから、やむを得ない事由がある場合は可能とします。
431	89	4	10	3	2)	業務実施体制	「業務は平日昼間勤務を基本とする」とありますが、平日に土曜日は含まれますか。	含んでおりません。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
432	89	4	10	3	2)	業務実施体制	「異常警報の一次対応など24時間対応が行える体制とすること。」とありますが、平日夜間や、休日含まれますか。	含まれております。
433	89	4	10	3	2)	業務実施体制	異常警報の一次対応など24時間対応とありますが、一次対応とは異常警報の復旧との理解でよろしいでしょうか？また、一次対応後の対応について記載ありませんが、どのような対応を想定されておりますでしょうか？ご教示願います。	一次対応は現場確認とし、異常の内容によりポンプ場の機能が維持できるよう、経過観察、応急措置、緊急措置等の対応を事業者の判断で実施することを想定しています。
434	89	4	10	3	2)	業務実施体制	「異常警報の一次対応」の定義をお示し頂けますようお願いいたします。	一次対応は現場確認とし、異常の内容によりポンプ場の機能が維持できるよう、経過観察、応急措置、緊急措置等の対応を事業者の判断で実施することを想定しています。
435	89	4	10	3	2)	業務実施体制	「異常警報の一次対応」とは、具体的にどのような事かご教示ください。	一次対応は現場確認とし、異常の内容によりポンプ場の機能が維持できるよう、経過観察、応急措置、緊急措置等の対応を事業者の判断で実施することを想定しています。
436	89	4	10	3	2)	業務実施体制	「(2) 業務は平日昼間勤務を基本とするが、異常警報の一次対応など24時間対応が行える体制とすること。」とありますが、平日昼間勤務とは、「54頁 4.5.2 建築計画基本方針 ①」の「無人の屋間巡回管理」、「常駐管理」のいずれも該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
437	89	4	10	3	2)	業務実施体制	(2)「業務は平日昼間勤務を基本とする」とありますが、これは、平日の屋間8時間程度の現場常駐を意味しているのでしょうか。それとも、24時間の遠隔監視システムを導入することから、平日昼間に巡回点検を行い現場常駐の必要性は無いとの理解でよろしいでしょうか。	現場の常駐を求めるものではありません。
438	89	4	10	3	2)	業務実施体制	「24時間対応が行える体制」とは、人員を常駐させることと認識してもよろしいでしょうか。	現場の常駐を求めるものではありません。
439	89	4	10	3	2)	業務実施体制	(3)「市の職員も必要に応じて参加できるように配慮すること」とありますが、どのような経験年数の方を対象と考えれば宜しいでしょうか。	概ね5年程度以上を想定しています。
440	89	4	10	3	2)	業務実施体制	「市の職員も必要に応じて参加する」とありますが、各回数名以内の参加であるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
441	89	4	10	3	2)	業務実施体制	「市の職員も必要に応じて参加する」とありますが、具体的にどのような事を想定されているかご教示ください。	緊急時に市の職員が現場応援を行う可能性もあることから、ポンプ場の運転方法等を想定しています。
442	89	4	10	3	2)	業務実施体制	(5)総括責任者が職務を行うことが出来ない、緊急時等とはどのような状況を想定されておられるのかご教示願います。また、「能力が同等以上の代替者」とありますが、その能力とはどのようなもののでしょうか。	疾病など様々な状況が考えられるため、個々の列挙はいたしません。また、代理者については、総括責任者と同等の有資格を持ち、業務委託全体を総括できる管理能力を有しているものと想定しております。
443	89	4	10	3	2)	業務実施体制	総括責任者が健康診断・研修等で業務を一時的に離れる場合には、代理者を配置する必要は無いとの理解で良いでしょうか。	緊急時の連絡や総括責任者に委ねられている業務を遂行できない場合は、代理者の配置を求めます。
444	89	4	10	4	1)	保全管理業務の要求水準	放流渠について、管路内の清掃・点検及び伏越し管路内（土砂処分）の清掃等を実施していますが、実施頻度の他に、緊急時の対応等について、お考えがあれば、ご教示願います。	放流渠の点検・清掃の頻度は、年1回程度を想定しておりますが、事業実施後に頻度を見直す可能性があります。なお、緊急時対応は、点検・清掃の項目のため想定しておりません。
445	89	4	10	4	1)	保全管理業務の要求水準	(1)土木・建築設備保守点検整備において、土砂処分作業量の増加分の精算は可能でしょうか。	土砂は、要求水準書(案)4.10.8.1のし渣と同様の扱いで、処分は対象ではありません。
446	89	4	10	4	1)	保全管理業務の要求水準	(1)②「放流渠については、・・・管路内（土砂処分）清掃等を実施すること」とありますが、現在の実施状況を、ご教示願います。	伏せ越しを含む同等構造の管路が無いため、実施状況はありません。
447	89	4	10	4	1)	保全管理業務の要求水準	(2)①「点検時期については、市の承諾を得ること」とありますが、貴市の定める一般的な点検頻度等をご教示願います。	市の定める一般的な点検頻度は、下水道事業団維持管理指針に準じています。なお、事業者にて運転管理マニュアルの整備時には、導入する設備における推奨を提示願います。
448	89	4	10	4	1)	保全管理業務の要求水準	点検時期は市の承諾を得ることとありますが、時期の変更に限り、事業者提案の回数を変更するものではないとの理解で良いでしょうか。また点検時期を市の意向で変更した場合に発生した不具合等による復旧費用は、貴市の負担として頂けるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。また、点検時期の変更は、天候やポンプ場の運転調整等に起因するものを想定しているため、これにより発生した不具合等の復旧費用は事業者の負担と考えます。

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項			
449	89	4	10	4	1)	保全管理業務の要求水準 備え付け工具及び設備等を使用してできる故障の修理等は事業者が行うとありますが、「工具および設備の備え付け」は事業者提案によるとの理解で良いでしょうか。	保守点検に必要な工具を備え付けない提案は不可とします。
450	89	4	10	4	1)	保全管理業務の要求水準 (2)②「備え付け工具及び設備等を使用し…(中略)…事業者が行うものとする」とあります。これらの物を備え付けるかは、事業者の提案によると考えてよろしいでしょうか。	保守点検に必要な工具を備え付けない提案は不可とします。
451	89	4	10	4	2)	保全管理業務の要求水準 突発補修の費用は年度毎に精算するとありますが、事業者が提示した費用について貴市と折り合いが付かなかった場合の対応をお示し頂けますようお願いいたします。	年度末に精算するものとしていますが、突発補修実施の際には、事前に当該突発補修の内容・費用を市に提出しその承諾を得るものとしておりますので、折り合いが付かないという状況は回避できるものと考えます。
452	90	4	10	4	2)	保全管理業務の要求水準 1,100,000円は消費税込みの金額でしょうか。	消費税抜きの金額で「1,000,000円」に修正します。
453	90	4	10	4	2)	保全管理業務の要求水準 「突発補修に係る費用の合計として各運営年度につき1,100,000円を計上する」とありますが、税抜きと考えると宜しいでしょうか。	消費税抜きの金額で「1,000,000円」に修正します。
454	90	4	10	4	2)	保全管理業務の要求水準 「事業者は、ポンプ場等の突発補修に係る費用の合計として各運営年度につき1,100,000円を計上するものとし」とありますが、各運営年度につき1,100,000円を事業費に見込むのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、金額については、消費税抜きの金額で「1,000,000円」に修正します。
455	90	4	10	4	2)	保全管理業務の要求水準 「事業者は、ポンプ場等の突発補修に係る費用として各運営年度につき、1,100,000円を計上するものとし、・・・。」とありますが、これは、事業者が市から各運営年度初めに1,100,000円を修繕引当金等として預かり、補修を行った際はこの費用をこの修繕引当金等から支出し、残った金額を各運営年度の終わりに市に返還するということなのでしょうか。または、事業者で各運営年度毎に1,100,000円を修繕引当金等として用意し、補修を行った際はこの費用を修繕引当金等から支出し、費用の支払いの都度又は各営業年度の終わりに、市から事業者に補修費用を支払い精算するということなのでしょうか。なお、1営業年度の突発補修に係る費用が1,100,000円を超える場合は、この超過額は市から事業者を支払われるのでしょうか。	各事業年度で精算するので、修繕引当金に該当しません。なお、1,000,000円(消費税抜き)に満たない場合は減額、超過する場合は別途予算措置を行います。
456	90	4	10	4	2)	保全管理業務の要求水準 「事業者は、ポンプ場等の突発補修に係る費用の合計として各運営年度につき1,100,000円を計上するものとし」とありますが、1,100,000円に含まれる項目等、設定根拠について具体的に教えてください。	突発補修に係る費用に含まれるものは、単純な補修に関わるものであり、部品交換等を想定しています。なお、設定根拠は市の実績や他都市の包括的民間委託を参考としています。
457	90	4	10	4	2)	保全管理業務の要求水準 「突発補修の実施に係る費用は、当該運営年度毎に精算するものとする。」とありますが、事業者が市との間で精算するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
458	90	4	10	4	2)	保全管理業務の要求水準 突発補修に係る費用として各運営年度につき1,100,000円を計上するとありますが、計上した金額を超えることがあった場合は追加費用として新たに計上されるとの理解でよろしいでしょうか。	超えた場合の精算は可能ですが、市も予算がありますので、事前に突発補修等の内容・費用を市に提出し、その承諾を得られた場合になります。
459	90	4	10	4	2)	保全管理業務の要求水準 (2)1,100,000円を超えた場合の費用の精算は可能でしょうか。また、未精算となった場合、その金額が翌年度に繰越可能でしょうか	超えた場合の精算は可能ですが、市も予算がありますので、事前に突発補修等の内容・費用を市に提出し、その承諾を得られた場合になります。
460	90	4	10	4	2)	保全管理業務の要求水準 「突発補修に係る費用の合計として各運営年度につき1,100,000円を計上するものとし、突発補修の実施に係る費用は、当該運営年度毎に精算する」とありますが、突発補修費用が1,100,000円を上回る場合は、発注者より別途発注されるとの理解で宜しいでしょうか。	超えた場合の精算は可能ですが、市も予算がありますので、事前に突発補修等の内容・費用を市に提出し、その承諾を得られた場合になります。
461	90	4	10	5	1)	運転管理の要求水準 (1)計画流入水量相当時において要求水準を満足するように、送水量を把握することとありますが、これは流量計等により把握することでしょうか。	流量計等による把握で問題ありません。
462	90	4	10	5	1)	運転管理の要求水準 (1)水量の把握において、雨水ポンプの放流量は、ポンプの計画吐出量に運転時間を乗じて算出することで良いか、ご教授ください。	ご理解のとおりです。なお、演算時には、吐出弁開度もご考慮願います。
463	90	4	10	5	1)	運転管理の要求水準 (1)雨水ポンプにおける放流量は、計画排水量と運転時間での演算によるものとなりますがよろしいですか。	ご理解のとおりです。なお、演算時には、吐出弁開度もご考慮願います。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
464	90	4	10	5	1)	運転管理の要求水準	(1)派遣日数をご教示致します。	詳細は維持管理委託契約に定めますが、雨水ポンプ運転の基準動員日数は、既設ポンプ場での実績を鑑みて、雨水ポンプ運転日数と同等程度の50日とします。
465	90	4	10	5	1)	運転管理の要求水準	(1)P.94の基準動員日数50日との関係性はありますでしょうか。	詳細は維持管理委託契約に定めますが、雨水ポンプ運転の基準動員日数は、既設ポンプ場での実績を鑑みて雨水ポンプ運転日数と同等程度の50日とします。
466	91	4	10	5	2)	運転管理の要求水準	(1)水道、ガスの調達管理、(2)電力の調達管理、(3)通信の調達管理、(4)燃料、その他の消耗品等の調達管理の各項において、費用については事業者負担となっていますが、事業者にてコストコントロールできないことから、市の負担として頂きたく存じます。	事業者提案事項による事業者負担とします。なお、雨水ポンプ運転の基準動員日数は、既設ポンプ場での実績を鑑みて雨水ポンプ運転日数と同等程度の50日とし、増減については精算対象とします。
467	91	4	10	5	2)	運転管理の要求水準	電力費、燃料費等の降雨量、流入水量に左右される費用はどのようにサービス対価に反映されるのかをお示し頂けます様をお願いします。	事業者提案事項による事業者負担とします。なお、雨水ポンプ運転の基準動員日数は、既設ポンプ場での実績を鑑みて雨水ポンプ運転日数と同等程度の50日とし、増減については精算対象とします。
468	91	4	10	5	2)	運転管理の要求水準	水道、ガス、電力、通信、燃料、その他の消耗品等の調達管理費用は全て事業者負担とありますが、料金設定に変動があることや、非常用設備であり運転時間が確定できないことから、費用算定が困難です。よって、調達管理費用は発注者負担として頂きたい。	事業者提案事項による事業者負担とします。なお、雨水ポンプ運転の基準動員日数は、既設ポンプ場での実績を鑑みて雨水ポンプ運転日数と同等程度の50日とし、増減については精算対象とします。
469	91	4	10	5	2)	運転管理の要求水準	水道、ガス、電力、通信、燃料、その他の消耗品等の調達管理業務は全て事業者の負担とあります。料金変動や、対象が雨水ポンプ場での日常的な運転時間が確定できないことから、費用算出が非常に困難です。これらの調達管理業務は発注者の負担にして実施頂きますようお願い致します。	事業者提案事項による事業者負担とします。なお、雨水ポンプ運転の基準動員日数は、既設ポンプ場での実績を鑑みて雨水ポンプ運転日数と同等程度の50日とし、増減については精算対象とします。
470	91	4	10	5	2)	運転管理の要求水準	電力会社との契約も含めての管理の中で、契約電力の途中変更、特に雨季の使用電力超過に伴う基本契約変更がある場合の、電気使用料金変更に伴う業務委託金額の変更が可能でしょうか。	物価変動による改定は、原則として年1回です。なお、雨水ポンプ運転の基準動員日数は、既設ポンプ場での実績を鑑みて雨水ポンプ運転日数と同等程度の50日とし、増減については精算対象とします。
471	91	4	10	5	2)	運転管理の要求水準	水道、ガス、電力、燃料の精算方法をご教示ください。	雨水ポンプ運転の基準動員日数は、既設ポンプ場での実績を鑑みて雨水ポンプ運転日数と同等程度の50日とし、増減については精算対象とします。
472	91	4	10	5	2)	運転管理の要求水準	降雨量に左右されるユーティリティの精算は実施されるのかご教示ください。	雨水ポンプ運転の基準動員日数は、既設ポンプ場での実績を鑑みて雨水ポンプ運転日数と同等程度の50日とし、増減については精算対象とします。
473	91	4	10	5	2)	運転管理の要求水準	「(4)燃料、その他の消耗品等の調達管理」において、燃料調達費用も事業者負担となっていますが、雨水ポンプ運転頻度の大幅な増加等により想定必要燃料量と実際の燃料使用量が大きくかい離した場合には、貴市による費用補填は可能と考えてよろしいでしょうか。	雨水ポンプ運転の基準動員日数は、既設ポンプ場での実績を鑑みて雨水ポンプ運転日数と同等程度の50日とし、増減については精算対象とします。
474	91	4	10	5	2)	運転管理の要求水準	本事業で使用する電力につきましてはポンプ場の稼働時間が天候により大きく変動するため、電気料金の設定ができません。そのため市の負担として頂きます様をお願い致します。	事業者提案事項による事業者負担とします。なお、雨水ポンプ運転の基準動員日数は、既設ポンプ場での実績を鑑みて雨水ポンプ運転日数と同等程度の50日とし、増減については精算対象とします。
475	91	4	10	5	2)	運転管理の要求水準	(2)ポンプ場の運転に必要な電力は、汚水および雨水量に応じて変動します。よって、電力量算出の基となる、年間の汚水量および雨水量について、ご教授ください。	年間汚水量は事業計画より推定願います。雨水量については、運転日数よりご検討下さい。また、運転時間についても、追記を予定します。
476	91	4	10	5	2)	運転管理の要求水準	水道、ガスの想定されている用途は、居室における手洗い、湯沸し等であるとの理解で良いでしょうか。	居室及び設備等（機器の冷却等）並びに洗浄及び場内散水での使用等を想定しています。
477	91	4	10	5	2)	運転管理の要求水準	水道、ガスの想定されている用途は、居室における手洗い、湯沸し等であるとの理解で良いでしょうか。	居室及び設備等（機器の冷却等）並びに洗浄及び場内散水での使用等を想定しています。
478	91	4	10	5	2)	運転管理の要求水準	(1)事業者が調達し、費用を負担する水道とガスは、具体的に何に使用するのかをご教示ください。	居室及び設備等（機器の冷却等）並びに洗浄及び場内散水での使用等を想定しています。
479	91	4	10	5	2)	運転管理の要求水準	「(2)事業者が使用する遠方監視専用回線等…」なお費用についても事業者の負担…」とありますが、下記費用についても本事業範囲でしょうか。 ①既存のクラウド型監視システムでの監視に係る費用 ②西部浄化センターとの通信に係る費用	既存のクラウド型監視システムからの監視については、この端末の盤内取付スペースと取り合い信号等の端子台を用意するまでに変更します。なお、西部浄化センターの包括的民間委託の受託を前提とする場合は、西部浄化センターでの監視を可とし、この通信費用は事業者負担とします。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
480	91	4	10	5	2)	運転管理の要求水準	電力、ガス、通信、燃料等の調達に関して、貴市より指定される企業はないとの理解でよろしいでしょうか。また、各事業年度において安定的に供給される場合には事業期間中に調達先企業の変更も可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
481	91	4	10	5	2)	運転管理の要求水準	各種光熱費の基本料金は運転維持費に積算されておられますでしょうか。また、その内訳を参考として提示頂けないでしょうか。	開示する予定はありません。
482	91	4	10	5	2)	運転管理の要求水準	公共料金等の高騰に係る見直し条項をお示し下さい。	実施方針(修正版)第1.1(8)②をご確認下さい。
483	91	4	10	5	3)	運転管理の要求水準	貴市ご指定の設備台帳システムへの登録様式について、具体的にどのような様式なのか、また、登録に作業に要する専用のソフトウェアや機器についてご教示願います。	現時点では、専用のシステムはありません。Accessを利用して台帳を作成しており、受け渡しのデータはCSV形式を予定しています。
484	91	4	10	5	3)	運転管理の要求水準	貴市が指定される設備台帳システムの情報開示をお願いします。	現時点では、専用のシステムはありません。Accessを利用して台帳を作成しており、受け渡しのデータはCSV形式を予定しています。
485	92	4	10	5	4)	運転管理の要求水準	保安管理業務の誤りではないでしょうか。	誤記です。「保安管理業務」に修正します。
486	92	4	10	5	4)	運転管理の要求水準	機械警備委託の警備対象の設定は事業者提案の範囲内であるとの理解で良いでしょうか。	建屋への侵入及び建屋火災を想定しています。
487	92	4	10	5	4)	運転管理の要求水準	機械警備委託の警備対象の設定は事業者提案の範囲内であるとの理解で良いでしょうか。	建屋への侵入及び建屋火災を想定しています。
488	92	4	10	5	4)	運転管理の要求水準	「機械警備の委託とその管理」において具体的に想定されていることをご教示ください。	建屋への侵入及び建屋火災を想定しております。但し、それ以外に事業者の提案として増える場合は問題ありません。
489	91	4	10	6	2)	危機管理対応	「1時間以内に当該施設において対応をとる」とは、現地での対応だけでなく、遠隔にて状況の把握および設備の運転を行えることでも可能と考えてよろしいですか。	基本的には有人対応と同じ事が遠隔でできるなら可能ですが、このことにより発生するリスクは事業者となります。今後、事業者の提案に基づき、緊急時の初期対応の考え方及び危機対応マニュアルの整備について、市は事業者と協議の上、詳細な危機管理対応を定めるものとします。
490	92	4	10	6	2)	危機管理対応	「・・・1時間以内に当該施設において対応をとる」とは、「業務従事者が当該施設に到着する」という解釈でよろしいでしょうか。	運転操作などの対応行動に至るまでの時間とお考えください。
491	92	4	10	6	2)	危機管理対応	「人的物的等の必要な手配を行い」とありますが、具体的に想定されている手配内容がありましたら、ご教示ください。	事象にも因りますが、応急対応に必要な手配です。今後、事業者の提案に基づき、緊急事態の初期対応の考え方及び危機対応マニュアルの整備について、市は事業者と協議の上、詳細な危機管理対応を定めるものとします。
492	92	4	10	6	2)	危機管理対応	「大雨…(中略)…1時間以内に当該施設において対応をとることができる」とあります。これは「現地対応者が対応行動を開始する」時間が1時間以内という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
493	92	4	10	6	2)	危機管理対応	交通網に支障が生じる大規模災害時は、「1時間以内の対応」は対象外との認識で間違いはないでしょうか。	徒歩1時間以内の対応ですら不可能な状況であれば不可抗力と考えられますが、車両等を想定してのご質問であれば、対象外とは見做せません。
494	92	4	10	6	4)	危機管理対応	詳細な危機管理対応についての協議は、いつ実施される予定でしょうか。	設計上の配慮が必要となる内容があることから、設計時からを想定しています。
495	92	4	10	7	3)	その他業務	「市が別途発注する運搬業者が搬出するもの」とありますが、具体的にご教示ください。	市から直接発注するものは、沈砂・し渣・スカムを対象としております。
496	92	4	10	7	3)	その他業務	「市が別途発注する運搬業者が搬出するもの」とは、具体的に何を示すのか、ご教授ください。	市から直接発注するものは、沈砂・し渣・スカムを対象としております。
497	92	4	10	7	3)	その他業務	貴市が別途発注される運搬業者が搬出する廃棄物とは何か具体的にご教示ください。	市から直接発注するものは、沈砂・し渣・スカムを対象としております。
498	92	4	10	7	3)	その他業務	「市が別途発注する運搬業者が搬出するもの」とは何を想定しているでしょうか、またその場合の費用の範囲についてご教授ください。	市から直接発注するものは、沈砂・し渣・スカムを対象としております。なお、沈砂・し渣・スカムの運搬・処分費は市が負担します。

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項 目			
499	92	4	10	7 3)	その他業務	事業者が搬出する廃棄物と市が別途発注する運搬業者が搬出する廃棄物についての区分が不明確となっております。詳細な区分をお示し頂けますようお願いいたします。	市から直接発注するものは、沈砂・し渣・スカムを対象としております。
500	92	4	10	7 3)	その他業務	廃棄物の運搬・処分に係る費用は事業者の負担ではないとの理解で良いでしょうか。事業者の負担である場合は、どの範囲が該当するのかを明確にお示し頂けますようお願いいたします。	市から直接発注するものは、沈砂・し渣・スカムを対象としております。その他、廃棄物が発生した場合には、事業者の負担となります。
501	93	4	10	7 3)	その他業務	沈砂・し渣及びスカム等の廃棄物の運搬・処分範囲外と考えて宜しいでしょうか。また指定場所までの運搬が必要であれば、場所の指定をお願いします。(例：西部浄化センター内保管場所等)	市から直接発注するものは、沈砂・し渣・スカムを対象としております。なお、ポンプ場内での引渡しとなるため、外部への搬出は不要です。
502	92	4	10	7 3)	その他業務	貴市が別途発注する運搬業者が使用する車両の仕様(種類、積載容量、寸法等)、また車両への積込方法について、ご教示ください。	現在の運搬車両の仕様は、2t標準ダンプトラックです。また、車両への積込方法は、ホッパーからの直接積込です。
503	93	4	10	7 4)	その他業務	「4.5建築施設に関する要件」には見学者対応に関する記述が無いことから、「見学者対応」としてポンプ室などの建物内部を案内する形式の見学は行われたいとの理解でよろしいでしょうか。	ポンプ室や中央管理室を案内することはありますが、内部を見学する場合は、維持管理動線を利用した案内を想定しています。
504	93	4	10	7 4)	その他業務	合流ポンプ棟の施設計画として、見学者を受け入れることは想定外と考えて宜しいでしょうか。(バリアフリー対策等は行わない)	見学者対応のための特別な対策(バリアフリー)等は、市としては考えておりません。
505	93	4	10	7 4)	その他業務	施設見学の解説、説明を行うことありますが、見学受付等については発注者が実施するとの理解でよろしいでしょうか?ご教示願います。	見学受付等は、市が対応いたします。
506	93	4	10	7 4)	その他業務	ポンプ場の解説、説明並びに説明リーフレット作成とありますが、年間見学者・団体数の想定は如何ほど見込まれていますでしょうか?また、既存施設での実績は如何ほどでしょうか?ご教示願います。	基本的に玉川ポンプ場での施設見学は想定しておりません。ただし、対外的に注目されている事業のため、数回はある可能性があります。
507	93	4	10	7 4)	その他業務	見学者対応は各事業年度に何回程度見込めばよろしいでしょうか。もしくは今までの開催実績等がありましたらご教示ください。また、1回の見学会への参加者数はどの程度を想定されているかご教示ください。	基本的に玉川ポンプ場での施設見学は想定しておりません。ただし、対外的に注目されている事業のため、数回はある可能性があります。
508	93	4	10	7 4)	その他業務	現状での年間見学回数と見学者数をご教示願います。	基本的に玉川ポンプ場での施設見学は想定しておりません。ただし、対外的に注目されている事業のため、数回はある可能性があります。
509	93	4	10	7 4)	その他業務	年間の見学者数及びのべ日数を想定されている場合には、その人数と日数をお示し頂けますようお願いいたします。	基本的に玉川ポンプ場での施設見学は想定しておりません。ただし、対外的に注目されている事業のため、数回はある可能性があります。
510	93	4	10	7 4)	その他業務	年間の見学者数は、どの程度を予定されていますでしょうか。	基本的に玉川ポンプ場での施設見学は想定しておりません。ただし、対外的に注目されている事業のため、数回はある可能性があります。
511	93	4	10	7 4)	その他業務	「見学者用説明ボード」とはどのようなものを想定されていますか。また、その設置場所はどこを想定されていますか。	移動式掲示板形式を想定しています。設置場所は中央監視室等、見学者10人程度が集まって説明を受けるに相応しい場所を想定しています。
512	93	4	10	7 4)	その他業務	「見学者用説明ボード」とあります。どのような物を想定されているか、また設置場所等の規制がありましたらご教示頂けますでしょうか。	移動式掲示板形式を想定しています。設置場所は中央監視室等、見学者10人程度が集まって説明を受けるに相応しい場所を想定しています。
513	93	4	10	7 4)	その他業務	見学者対応に必要なリーフレット作成数等で貴市が本事業検討時に設定した部数等をご教示ください。	基本的に玉川ポンプ場での施設見学は想定しておりませんので、運営当初に数十部作成する程度を想定しています。その後増刷等が必要となった場合は、原案データをコピー印刷等で対応することを想定しています。
514	93	4	10	7 4)	その他業務	年間に必要となるリーフレットの部数を教示ください。	基本的に玉川ポンプ場での施設見学は想定しておりませんので、運営当初に数十部作成する程度を想定しています。その後増刷等が必要となった場合は、原案データをコピー印刷等で対応することを想定しています。
515	93	4	10	7 8)	その他業務	試料採取の方法について、「合流式下水道の雨天時放流水質基準についての検査マニュアル」では、人力採水の他、自動採水器の設置が明記されていますが、お考えがあれば、ご教示願います。	試料採取方法に指定はありません。条件として総降雨量10~30mmの際に採水を行うことですので、今後の維持管理方法を勘案して提案願います。
516	93	4	10	7 8)	その他業務	「試料採取作業」において、採取以外に現場で行う作業(測定項目等)はございますか。また、採取した試料の水質分析はどのようにされるのでしょうか。試料の引渡し方法と管理上の注意点を教示願います。	試料採取以外での現場作業は、特に考えておりません。なお、採取した試料の水質分析は市で行います。また、引渡し方法は、速やかに市にて回収を予定しておりますが、出来ない場合は下水の水質の検定方法等に関する省令も基づき保存願います。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
517	93	4	10	7	8)	その他業務	試料採取は年間1回とされていますが、総降雨量が範囲内であれば、降雨継続時間は問わないとの理解で良いでしょうか。また、採取する水量をお示し下さい。	降雨継続時間について規定しません。なお、試料採取は年間1回を標準としますが、降り過ぎて規定の総降雨量に収まらない回もあるので、作業としては1回以上となる可能性もあります。また、一度の採水で250ml×2本以上とします。
518	93	4	10	7	8)	その他業務	試料の採取は、下水の放流が生じている際に、年1回試料を採取するという認識でよろしいでしょうか。	試料採取は年間1回を標準としますが、降り過ぎて規定の総降雨量に収まらない回もあるので、作業としては1回以上となる可能性もあります。
519	93	4	10	8	1)	留意事項	(1)「し渣、沈砂の搬出は、市が別途発注する搬出業者と相互に協力し」とありますが、その処分費用は貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
520	93	4	10	8	1)	留意事項	し渣・沈砂は全て貴市の手配する搬出業者が搬出し、運搬費用、処分費用は事業者の負担ではないとの理解で良いでしょうか。また、その場合の業務範囲には積み込みを含まないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、ホッパー以外からの積込作業は事業者でお願いいたします。
521	93	4	10	8	1)	留意事項	(2)市が別途発注する搬出業者の車両運行時の事象については当該搬出業者にて対応されると理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、搬出物の状態等に関する事象は事業者の責になります。
522	93	4	10	8	1)	留意事項	(2)事業者の負担となるのは、「場内での車両運行時」との理解でよろしいでしょうか。	場内での車両運行時だけでなく、し渣・沈砂・スカム以外の廃棄物処分を運搬する場合や搬出物の状態に関する事象も含めてとなります。
523	93	4	10	8	1)	留意事項	「(2)車両運行時、第三者へ被害を与えた場合は、全て事業者の負担とする。」とありますが、当該第三者の責に帰すべき損害については、事業者の負担ではないとの理解でよろしいでしょうか。	第三者の責に帰すべき損害の場合、事業者負担とはなりません。ただし、第三者の責が立証される必要があります。
524	93	4	10	8	1)	留意事項	「車両運行時、第三者への被害を与えた場合は、全て事業者の負担とする」とありますが、し渣、沈砂の搬出は、市が別途発注する搬出業者が行うため、市が負担すべきと思われます。	し渣・沈砂の搬出については、搬出物の状態に関する事象は事業者の責となります。また、し渣・沈砂以外の廃棄物処分が発生した場合には、事業者が負担すべきと考えております。
525	93	4	10	8	1)	留意事項	(2)「車両運行時、第三者への被害を与えた場合は、全て事業者の負担とする」とありますが、し渣、沈砂の搬出は、市が別途発注するとあり本事業の事業者とは直接関係がありませんので。市にて負担頂きます様お願い致します。	し渣・沈砂の搬出については、搬出物の状態に関する事象は事業者の責となります。また、し渣・沈砂以外の廃棄物処分が発生した場合には、事業者が負担すべきと考えております。
526	93	4	10	8	1)	留意事項	「車両運行時」とは具体的にどのようなことを想定されているのかご教示ください。	廃棄物を搬出する場合の全てを想定しております。
527	93	4	10	8	1)	留意事項	(2)「車両運行時、第三者へ被害を与えた場合は全て事業者の負担とする」とありますが、ここでの事業者とは、貴市が別途発注する搬出業者（車両運行者）との理解で宜しいでしょうか。	事業者とは、本事業における事業者を意味しております。
528	93	4	10	8	2)	留意事項	(1)「降雨が予想される時」の具体的な判断基準があればご教示願います。	具体的な判断については、事業者選定後、マニュアル等の整備時に調整したいと考えております。現時点では、天気予報、大雨注意報、台風予想進路、雨雲レーダー等の情報から判断することを想定しております。
529	94	4	10	8	2)	留意事項	(2)に”流入ゲートの開閉操作等により流入水の調整を行うこと”とありますが、雨水流入量の調整を行うためのゲートは、必ず設置する必要があると考えてよろしいですか。	原則的に必要と考えております。但し、安全性、合理性及び経済性において有利な手法があれば、提案によりゲートをなくすることも可能と考えております。
530	94	4	10	8	2)	留意事項	(2)降雨時は汚水ポンプで低水位を維持し、必要により雨水ポンプの運転を行うこととありますが、どのような降雨状況が予想されようと、約3,200m3貯留されるまでは雨水ポンプによる排水は行わないとの理解で良いでしょうか。	合流改善としての貯留のため、異常降雨時には浸水発生リスクが高くなるため、柔軟な運転管理が必要かと考えます。このため、必ず排水は行わないということはありません。なお、詳細は事業者選定後、運転操作マニュアル等にて協議調整を行いたいと考えております。
531	94	4	10	8	2)	留意事項	(2)「放流先規制水位や流入水量に応じて流入ゲートの開閉操作等により流入水の調整を行うこと」とありますが、流入ゲートとはどのゲートを示すのですか。	沈砂池設備（除塵機含む）の前段に位置するゲートを意味します。
532	94	4	10	8	2)	留意事項	(2)「流入ゲートの開閉操作については、市の承諾を得ること。」とありますが、ゲリラ豪雨等で緊急の対応を求められ、かつ市との連絡が取れない場合の対応についてご教示ください。	流入ゲートの開閉については、浸水リスクに直結するものであるため、原則的に市の承諾を得ることと考えております。ただし、詳細は事業者選定後、運転操作マニュアル等の整備時に調整したいと考えております。
533	94	4	10	8	2)	留意事項	(2)流入ゲートの開閉については、非常時を含め、いかなる場合も市の承諾なくして事業者は操作してはならないと理解してよろしいでしょうか。	流入ゲートの開閉については、浸水リスクに直結するものであるため、原則的に市の承諾を得ることと考えております。ただし、詳細は事業者選定後、運転操作マニュアル等の整備時に調整したいと考えております。

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項			
534	94	4	10	8	2)	留意事項 (2)「放流先規制水位や流入水量に応じて流入ゲートの開閉操作等により流入水の調整を行うこと」とあります。雨水流入量の調整を行うためのゲートは必ず設置すると考えて宜しいでしょうか。	原則的に必要と考えております。ただし、安全性、合理性及び経済性において有利な手法があれば、提案によりゲートをなくすことも可能と考えております。
535	94	4	10	8	2)	留意事項 (2)「流入ゲートの開閉操作は市の承諾を得ること」とあります。ゲートの開閉操作の結果マンホールなどから水が溢れた場合、その責任は市側にあると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
536	94	4	10	8	2)	留意事項 (3)西部浄化センターと緊密な連絡を取ることとありますが、具体的な手法はどのようにお考えですか。	原則的に電話連絡と考えております。ただし、連絡内容により異なることが想定されるため、詳細は事業者選定後、運転操作マニュアル等の整備時に調整したいと考えております。
537	94	4	10	8	2)	留意事項 「(3)汚水ポンプの運転時の…緊密な連絡を取ること。」とありますが、1/0取り合いと考えて良いでしょうか？また、本事業範囲（責任分界点）について御教授願います。	原則的に電話連絡と考えております。ただし、連絡内容により異なることが想定されるため、詳細は事業者選定後、運転操作マニュアル等の整備時に調整したいと考えております。
538	94	4	10	8	2)	留意事項 (3)「西部浄化センターと緊密な連絡を取ること」とあります。想定されている具体的方法をご教示下さい。	原則的に電話連絡と考えております。ただし、連絡内容により異なることが想定されるため、詳細は事業者選定後、運転操作マニュアル等の整備時に調整したいと考えております。
539	94	4	10	8	2)	留意事項 (4)吐口ゲートの開閉については、非常時を含め、いかなる場合も市の承諾なくして事業者は操作してはならないと理解してよろしいでしょうか。	原則的に吐口ゲートの開閉は、市の承諾を得ることと考えております。ただし、詳細は事業者選定後、運転操作マニュアル等の整備時に調整したいと考えております。
540	94	4	10	8	2)	留意事項 (5)基準動員日数は50日とありますが、降雨日が少なくポンプ運転日数がこれに満たない場合は要求水準未達になるのでしょうか。	基準動員日数については、要求水準の未達事項とはいたしません。ただし、動員日数の増減は、精算対象とします。
541	94	4	10	8	2)	留意事項 「(5)雨水ポンプ運転のための基準動員日数は50日とする。」とありますが、50日を超えた日数については、設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	動員日数の増減は、精算対象とします。
542	94	4	10	8	2)	留意事項 (5)「雨水ポンプ運転のための基準動員日数は50日とする」とありますが、50日を超える場合は別途清算頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	動員日数の増減は、精算対象とします。
543	94	4	10	8	2)	留意事項 (5)「基準動員日数は50日」とありますが、降雨による雨水ポンプの運転管理日数のことでしょうか。また、50日が増減したときは精算との考えでしょうか。	雨水ポンプ運転の基準動員日数は、既設ポンプ場での実績を鑑みて雨水ポンプ運転日数と同等程度の50日とし、増減については精算対象とします。
544	94	4	10	9	1)	引継事項の要件 「引継事項」に記載する具体的な内容についてご教示ください。	原則的に知的財産権、SPCが独自で導入した設備等を除く、維持管理・運転管理に関わるもの全てです。
545	94	4	10	9	1)	引継事項の要件 契約終了後の引継における技術指導期間を想定されている場合は、お示し頂けますようお願いいたします。	契約終了後には、引継を行いません。あくまでも契約満了日前に引継をお願いしたいと考えております。
546	94	4	10	9	1)	引継事項の要件 (2)③「この技術指導は、維持管理期間終了時までの市が必要と認める期間において、契約終了後に本施設の維持管理を行う者に必要な技術指導を行うこと。」とあります。これは、契約終了後に技術指導期間を設ける場合には、市と別途契約を締結すると考えて宜しいでしょうか。	契約終了後には、引継を行いません。あくまでも契約満了日前に引継をお願いしたいと考えております。
547	95	4	10	9	2)	引継事項の要件 (3)修繕費については対価として本事業で支払うと実施方針（案）にて回答がございましたが詳細のご教示をお願いします。	突発的な故障の場合は修繕費となりますが、引継前の機能回復に対するものではありません。
548	—	—	—	—	—	事業範囲と責任分界点 撤去の範囲、既設設備との取合いなど、本事業の範囲を把握するため、責任分界点をご教授いただけたいでしょうか。	業務範囲と責任分界点については、要求水準書(案)の修正版にて公表できるようにしたいと考えております。
549	—	—	—	—	—	全般 本要求水準書案では、詳細設計時の協議によって決定される事項が多く、事業費算出にあたっては、事業開始後の調査工事や詳細設計完了時に、協議結果に基づき発生した増加費用を負担するリスクが遍く事業者に寄せられています。このリスクの顕在化を事業者サイドで防止することはすべからずできないことから、見直しをお願いいたします。	要求水準書にて要求事項を限定的にすることは、事業者からの提案における自由度が少なくなってしまうため、このようなものとしております。また、調査時における地質的に想定されているものと異なった場合等については、変更の対象とするように考えております。なお、事業者サイドのリスク顕在化については、各種法令、基準等を満足し、ライフサイクルコストで経済的になるような提案を行って頂ければ問題は少なくなると考えております。